

## 平成29年度 第2回大阪市建設事業評価有識者会議 会議録

開催日時：平成29年11月21日（火曜日）14時から17時45分  
開催場所：大阪市役所 屋上階（P1）共通会議室

### 開会

○式地PDCA担当課長代理

それでは定刻となりましたので、ただいまより平成29年度第2回大阪市建設事業評価有識者会議を開催させていただきます。

本日は大変お忙しい中、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

進行役を務めさせていただきます市政改革室PDCA担当課長代理の式地です。よろしくお願いいたします。

なお、本日の会議の終了時刻は17時を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

また、本日出席いただいております委員の皆様並びに本市出席者は、お手元の次第の裏面にあります座席表のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります前に、配付資料を確認させていただきます。資料の右肩にそれぞれ番号をつけておりますが、まず資料1番、これは前回会議で評価いただきました柴島浄水場施設運転用自家発電設備整備の修正資料の評価調書でございます。資料2の平成29年度大阪市建設事業有識者会議の進め方という資料。資料3-1、平成29年度事業再評価対象事業等一覧表。それと、本日の対象事業となっております淀川左岸線の概要資料です。それと、資料3-2の街路事業の淀川左岸線（2期）の評価調書。それと、補足資料でございます。資料3-3の街路事業、淀川南岸線の評価調書。資料4は、平成29年度大阪市大規模事業評価実施方針。資料5が大規模事業評価調書として、北部こども相談センターの開設の評価調書、それと補足資料でございます。資料6でございますが、区画整理記念・交流会館整備事業の評価調書でございます。最後に資料7といたしまして、大阪市PDCAサイクル推進要綱改正案の以上、7種類の資料でございますが、それぞれの不足等はございませんでしょうか。

なければ、これからの議事進行につきましては、内田座長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○内田座長

皆さん、こんにちは。冒頭にありましたように、今日は17時までという長丁場になりますので、途中適宜休憩を挟んで、めりはりの効いた議論を進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

### 議題(1)第1回大阪市建設事業評価有識者会議に係る資料の修正について

では、議事次第に従いまして、議題の1つ目、「前回会議での議論に係る調書の修正について」修正の内容及び補足説明を所管局よりお願いいたします。

○坂田施設課長

水道局でございます。

前回御審議いただいた資料を修正しておりますので、資料1をご覧ください。

資料1、調書の下線部分が加筆修正箇所になっております。それと、資料1の次のパワーポイント資料、これも枚数を2枚ほど追加しております。

まず、調書から変更点に沿って説明させていただきます。まず、事業目的のところ、停電及び復旧実績を復旧実績という形で、復旧のところの下線になっております。あと、事業内容のところも下線引いておりますのは、施設の説明をきちんとするためということで、以前は取水施設のみといった形でしたが、下系の浄水・配水施設に水を送るということで、中身をわかりやすくするための工夫ということでさせていただきます。

それから、一番下の欄、(1)事業の必要性の(ア)と(イ)でございます。

(ア)の概要でございますけれども、前回の調書は今回の非常用の自家発電設備の整備のみに限った形で書いておりましたけれども、実際には震災対策としてもろもろの施策を実施しておりますので、その背景である「大阪市水道震災対策強化プラン21」に基づき行っている「基幹施設の耐震性強化」「給・配水拠点ネットワークの整備」「配水系統間の相互融通性向上」「停電対策」等の各震災対策のうち、「停電対策」についてということで、このものもろもろの施策のプラン21の中の1つとして停電対策を

しておりますことを書いております。これはパワーポイントのほうにも反映させていただいております。

それから(イ)の整備計画見直しのほうでございますけれども、こちらのほうも最初のほうの言い回しのところで、少し全体の流れを変えた関係もございまして、当初の整備計画は、阪神・淡路の復旧は短時間で復旧し、配水池に残っている水だけでも対応が可能ということで、取・浄水場には設置しない方針としていたというこれまでの状況を書くような形で修正しております。

しかしながら、今回の整備の背景でございまして、東日本大震災で、いろいろと初期の停電で長期間停電が継続したといったあたりをもってきた関係で、少し日本語の言い回しが変わっておりますけれども、基本的には前回御説明したように、東日本大震災において長期間に及ぶ停電に対する対策が必要となったというところを書いております。このため、同じように文面を修正させていただきまして、大きく追加させていただきかけたのは、また書きのところで、今回は発電設備の燃料の供給見込みを記載していただきたいというような御意見をいただきましたので、その部分を、「燃料の調達については、東日本大震災の実績で水道事業者が燃料を調達できた日数として1日以内が約33%、3日以内が約80%であったことから、電力復旧及び燃料調達に要する期間の双方を勘案し、貯蔵燃料のみによる自家発電設備の連続運転時間は3日間（72時間）とした。」ということで、72時間の御説明は前回させていただきましたが、その背景として燃料調達の見込みということで加筆させていただいております。

2ページの事業効果の妥当性で、停電発生時の安定給水確保ということで、前回これも御指摘いただいております。東日本大震災での浄水場施設の電力復旧状況と浄水場施設がダメージを受けていた場合の復旧状況を記載していただきたいということで、要は水道施設としては地震の影響はないけれども、停電で電気がこないがゆえに送られなかったというような状況があるのですかといった御質問だったかと思っておりますけれども、それに関する文を加筆させていただいております。読み上げさせていただきますと下線部でございまして、「厚生労働省による東日本大震災における水道施設の被害状況調査報告書において、停電による断水の影響が非常に大きいことが示されていることから」、あとでパワーポイントで御説明させていただきますけれども、3割ほどは停電の影響で水道施設は健全だけでも送れなかったといった報告が厚労省の報告にもございますので、そういったことを受けて今回停電リスクの対応を強化するというところで、前回の御指摘の部分を反映させていただいております。後につきましても、文面の関係で少し言葉を修正しているということでございます。

それから(3)の事業費等の妥当性で、最初のポツの下線部分で、主に出力が5,000kVA程度の大規模容量のものを組み合わせることを見込んでおり、当該規模では特注品となり高額となる「ディーゼル方式」に比べ、有利な「ガスタービン」ということで、「ガスタービン」を選定した理由を加筆させていただいております。

それから、変更点の最後でございまして、一番下、(6)でございまして、「DB方式」の適用を予定していると書かせていただいております。スキームの適用については協議中ということで、前回から少し協議も進みまして、おおむねそのスキームでやるということで、ほぼ契約管財局と了解に至っているという状況でございます。

それと、合わせましてパワーポイントのほうの資料を続けて説明させていただきます。

2ページ目のほうでございまして、これはそっくり追記しております。先ほどの(1)の大阪市水道震災対策強化プラン21ということで、我々のほうで平成8年に阪神・淡路の後で策定いたしまして、東日本により一部改訂したということで、我々の中の震災対策のマスタープランで、構成項目としまして1番から7番までございまして、先ほどもこのうちの幾つかを挙げさせていただいたんですけれども、この中に④ということで、停電対策、自家発電設備の整備が含まれておる、そういうことでございます。少し耐震化とかいろいろ事業をやっておりますので、それをこちらで明確にさせていただいたところがございます。

それと、追加させていただいたのは次のページの上半分、3ページ目のスライドでございまして、先ほど30%というお話をさせていただいたところがございます。東日本大震災における水道施設の被害及び復旧状況で、一番下に書いておりますけれども、その被害調査状況の最終報告書で、厚労省のほうから出ておるものでございます。日本地図が東北地方左右にございまして、左のほうが最大断水率の分布で、こちらのほうは水道施設の被災、あるいは停電で、断水した比率の分布でございます。右のほうは水道施設の被害のみで、こちらは水道施設が直接やられてしまったので影響を受けて送れなかったということでございます。ちょうどこの左側から右側を差し引くような形でいきますと、停電の影響があったところがどのあたりかというのがわかるようなマップでございます。ちょっと引き算するような形に

なりますけれども、例えばカラーでないのでわかりにくいですが、右半分の地図のほうで秋田県のほうを見ていただくと、秋田県のところあたりにグレーで書いておりますけれども、そちらは左の凡例でいくとゼロ%に相当しております、秋田県の大部分などは水道施設被害での断水はゼロで、ただ左のほうの断水率では黒いところはあるということで、結局、停電によって断水しているというような、そういう読み取り方になります。具体的にその下のポツで書いておりますけれども、総断水戸数の252万戸のうち、水道施設被害が70%、停電のほうが76万戸で30%ということで、下の矢印の下で厚労のこれは報告書にもこの言葉が書かれておりますけれども、停電による断水の影響は非常に大きいということがございまして、これを受けて今回停電対策の見直しをしまして、今後進めていく、あるいは、進めておるといところでございます。

あと、4ページ目以降は前回の資料、ほぼ同じような形で書いておるところで一部文言を修正したところはございますが、基本的に資料のしつらえとしては以前と同じ内容になっております。

雑駁でございますが、修正の説明ということで以上でございます。

○内田座長

ありがとうございます。

既に有識者の意見公表はなされたところですが、前回、口頭の説明の中では明らかになりましたが、意義や全体の状況に関して、根拠が不明な点について書き加えてください。さらに東日本の震災における状況についても、踏まえてお示しくださいという意見もあったかと思えます。委員の皆さん、いかがでしょうか。改めてご説明いただいた資料についてご質問、ご意見ありましたら、お願いいたします。

正司委員、いかがですか。

○正司委員

特にございません。

○内田座長

山本委員、よろしいですか。

○山本委員

はい。

○内田座長

それでは、お願いした内容については適切に追記等していただいたということで、どうもありがとうございました。

○坂田施設課長

ありがとうございました。

○内田座長

それでは、議題(1)については以上にしたいと思います。

#### 議題(2)平成29年度 建設事業評価の進め方について

議題(2)平成29年度建設事業評価の進め方について、まず事務局から説明をお願いいたします。

○小林PDCA担当課長

市政改革室PDCA担当課長の小林でございます。

それでは、資料2、平成29年度大阪市建設事業評価有識者会議の進め方をご覧いただきたいと思えます。

今年度の建設事業評価の進め方でございますが、まず9月の第1回会議では大規模事業評価は柴島浄水場施設運転用自家発電設備整備について実施します。また、事業再評価は今年度の6つの対象事業のうち4事業についてご意見をいただいております。そして、事務局において大規模事業評価に係る皆様のご意見を含め、今月の8日に公表させていただいたところでございます。本日の第2回会議におきましては、事業再評価は6つの対象事業のうち残る2事業について。大規模事業評価は「(仮称)北部こども相談センターの開設」及び「(仮称)区画整理記念・交流会館整備事業」についてご意見をいただきたいと存じます。そして、事務局において本日の皆様のご意見を取りまとめ、来年1月ごろを目途に事業再評価、6事業と、本日取り扱う大規模事業評価、2事業についてのご意見を公表させていただきたいと存じます。そして、来年2月ごろには大規模事業評価2事業と事業再評価6事業に関する有識者会議のご意見を踏まえた本市の対応方針を決定し、公表させていただく予定でございます。なお、第1回会議の際、今年度の有識者会議の開催は2回を予定している旨お伝えしておりましたが、その後、新たに大規模事業評価の対象となる可能性のある事業が出てまいりましたので、来年の2月から3月にかけて

第3回目の有識者会議を開催させていただきたいと思っております。具体的な開催日時につきましては、改めて調整させていただきます。そして、第3回会議の大規模事業評価でいただきましたご意見をとりまとめ、4月ごろに公表させていただき、5月ごろには本市の対応方針を決定し、公表させていただく予定でございます。

説明は以上です。

○内田座長

ありがとうございます。

今、ご説明いただきましたが、前回予定していた内容からの大きな変更点として、第3回というのが新規に予定されるということですが、このご提案に関していかがでしょうか。ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

一旦よろしいですか。必要性があつての第3回目だと思いますので。

ただ、1点ちょっと確認させていただきますが、1月頃予定ということで、事業の再評価に関しては全6事業ですから、第1回で行った4件と今回の2件合わせて意見公表。それから、2月頃予定ということで対応方針の決定及び公表、これも前回の分と、それから今回の分を合わせてということになるかと思いますが、さらにその後、追加の部分については別途5月ごろという、まとめてやるような五月雨式のようなことになるとは思います。これはやむを得ないということでしょうか。

○小林PDCA担当課長

追加の大規模事業評価がどうしてもこの2月、3月ごろの時期になり、それから一定の期間が必要ですので、5月ごろに設定させていただいております。

○内田座長

はい。まとめられることについては年度内ということですが、どうしてもそこなのかなと、イレギュラーな扱いということでしょうか。

委員の皆さん、よろしいでしょうか。それでは、先へ進めさせていただきます。

#### 議題(3) 事業再評価について

議題(3) 事業再評価についてですが、まず今回の再評価対象事業について、事務局から説明をお願いいたします。

○小林PDCA担当課長

それでは、資料3-1、平成29年度事業再評価事業等一覧表をご覧ください。横長の資料でございます。

ここには今年度の再評価の対象となる6事業の概略を載せておりますが、1番から4番までの事業につきましては9月の第1回会議でご意見をいただきましたので、本日の会議では、5番と6番の事業についてご意見をいただきたいと存じます。この2事業はともに街路事業で、事業名は5番が淀川左岸線(2期)、6番が淀川南岸線でございます。再評価理由は5番が④前回の再評価から5年以上経過し、なお継続中の事業。それから、6番が③事業開始から5年目の年度において継続中の事業でございます。その他、事業費、事業開始年度、前回、すなわち平成24年度評価時の対応方針、今回の対応方針(案)、B/C、事業進捗率、事業費の増減と完了年度延長の有無、その理由を掲載しております。事業費の増につきましては、5番6番とも事業費の増がございます。完了年度の延長の有無につきましても5番、6番とも延長がございます。事業費の増減の理由としましては、5番が前例のない構造物に対する安全性確保のため、慎重な検討を行ったこと。6番が、淀川左岸線延伸部の計画追加に伴う変更があったことが挙げられております。

説明は以上です。

○内田座長

ありがとうございます。

#### 議題(3) 事業再評価について

##### 【街路事業】 淀川左岸線(2期)、淀川南岸線

今日の具体的な議論の対象になります案件は2件ということで、まずは資料3-1に関して今簡単にご説明いただきましたが、もし何かこの記載の方法とか何かお気づきの点がありましたらご質問いただきたいと思います。無ければ、内容に入ってから、また改めてお聞きしたいと思います。よろしいですか。後ほど、また必要に応じて参照したいと思います。

それでは、具体の説明に移っていただきたいと思います。今回、対象事業2事業あり、同じ場所、

一体となるようなものでありますので、まとめて所管局の建設局から説明をしていただきたいと思います。説明は一括して行っていただいて、その後、質疑もある程度まとめて行いますが、最後の意見の集約においては、別の案件という形で進めたいと思います。

それでは、非常に申し訳ないですが、時間が限られておりますので、できるだけ簡潔に要点を絞り込んでよろしくをお願いします。

○上塚特定街路担当課長

それでは、資料のほう建設局から説明させていただきます。

最初に、2つの事業の概要をお手元の1枚ものの資料で簡単に説明させていただきたいと思います。

まず、資料の右上の図をご覧ください。まず、大阪の現在の高速道路でございますけれども、市内中心部にあります阪神高速道路の環状線、ここから放射状に外に伸びているような形になってございます。ですので、市内を単に通過する交通も、この市内中心部を通っていくということから、慢性的な交通渋滞並びに周辺環境の悪化、こうしたものを起こしておりますので、これらを抜本的に改善するために、大阪都市再生環状道路と申しまして、この今のある環状線の外側に大きな環状の高速道路ネットワークを設ける計画になってございます。

このうち、まず淀川左岸線でございますけれども、都心の北部と臨海部とを連絡するルートとして計画されておまして、さらにその左岸線の中の2期事業につきましては4.3km部分を推進させております。なお、1期部分につきましては、平成25年度に供用開始しておるところでございます。また、淀川左岸線の東側にある淀川左岸線延伸部と書いてございまして、こちらのほうが平成29年度から事業化しておるところでございます。また、南側の点々部分、大和川線でございますが、こちらは平成31年度の完成を目指して今事業をやっているところでございます。

淀川左岸線(2期)でございますけれども、次に左下の図をご覧ください。こちらが標準的な断面をあらわしております。淀川の堤防に高速道路のボックス構造のトンネルが一部埋め込むような形で計画してございます。こうした淀川の堤防と道路の一体構造物というのは前例のない構造物でございます。片側の2車線、合計4車線で計画してございます。また、この淀川左岸線(2期)と書いてある部分の左側でございますけれども、淀川南岸線という道路が合わせて計画しております。こちら一体的に整備をしていくという形で考えております。現状、この南岸線の部分につきましては一部一方通行の区間があったり、非常に狭い部分があったりというような状況でございます。生活の利便性の向上ですとか、防災性の向上の役割を果たし、地域のサービス道路として東西方向のネットワーク強化を図る道路として計画してございます。

あと、この南岸線におきましては、淀川左岸線(2期)と並行する区間からさらに東へ延びまして、淀川左岸線延伸部と言われるところと並行して、最終的には北区の毛馬橋というところまで延びていく計画になってございます。

概要は以上でございます。

それでは、調書のほうに移らせていただきます。

まず、淀川左岸線(2期)でございます。資料の3-2をご覧ください。

1番、再評価理由でございますが、こちらは事業再評価を実施した年度から5年以上が経過し、なお、継続中の市の事業でございます。

2番、事業概要でございますが、こちらはお手元の図の1を御参照いただけますでしょうか。淀川左岸線の全体といたしましては、阪神高速5号湾岸線、図の左側でございます。ここから新御堂筋までの間、全長10kmが淀川左岸線でございます。この事業でございますけれども、当初、阪神高速道路公団が昭和62年度に事業を開始したものでございます。その後、公団の民営化というものがございまして、平成18年度以降、2期区間のうち4.3kmの部分につきまして大阪市の街路事業分、1,162億円を予定しておりますが、これを合わせまして阪神高速道路の事業と一体となって事業を進めているところでございます。

では、調書のほうに戻らせていただきます。

事業の目的並びに事業の内容につきましては、先ほどの概要でお話しさせていただきましたので省略させていただきます。次に大きな3番、事業の必要性の視点というところに入らせていただきます。

まず、①事業を取り巻く社会経済情勢等の変化でございます。「大阪都市再生環状道路」については、淀川左岸線1期区間が平成25年5月に供用開始され、大和川線が平成31年度に供用予定となっているほか、淀川左岸線延伸部が平成29年4月に新規事業開始されるなど、関係機関が連携して整備を推進して

おり、淀川左岸線(2期)区間についても早期供用が求められている状況でございます。

次に②定量的効果の具体的な内容でございますけれども、走行時間の短縮便益、走行経費の減少便益、交通事故の減少便益、これらを評価しております。

続きまして、③費用便益分析でございますが、こちらは資料の別途、図2のほうをご覧ください。費用便益の分析につきましては、国の費用便益分析マニュアルに基づく評価を行っております。便益につきましては、先ほど申しました3つの便益の合計で1兆18億円。費用のほうにつきましては、淀川左岸線全体でございますけれども、6,469億円となっております。その結果B/Cにおきましては、1.5という評価となっております。なお、費用及び便益につきましては、29年度時点の価値に換算してあらわしております。

次に、また調書のほうに戻らせていただきます。

④定性的効果の具体的な内容でございますけれども、産業・観光・物流分野の発展。都心部の渋滞緩和や沿道環境の改善。また、災害時のリダンダンシーの確保という効果も考えております。

以上から⑤でございますが、この「大阪都市再生環状道路」の整備は、産業・観光・物流の分野の発展や都心部の渋滞緩和、沿道環境の改善、災害時のリダンダンシーの確保などを図っていく上で、大阪の成長にとって重要であり、その一区間を構成する淀川左岸線は必要性の高い事業であるということで、評価のほうA～Cとさせていただきます。

調書のほうは裏面に移らせていただきます。

大きな4番、事業の実現見通しの視点でございます。主に今回評価時点のほうを見ながら説明をさせていただきます。①事業の経過及び完了予定でございますが、先ほども申しましたとおり、昭和の62年に旧の公団が事業を着手し、平成18年から大阪市の街路事業分も合わせて動いております。完了予定につきましては、当初の平成32年度の予定から38年度に変更しております。

②事業規模のところでございますが、ここは左岸線、全体で評価させていただいております。延長10kmのうち、完了部分につきましては1期区間が5.6km、この部分が既に完成しております。延長ペースで56%の進捗率となっております。また、総事業費でございますが、4,312億円に対しまして、事業費ベースの進捗率といたしましては75%となっております。

④番、事業の内容の変更状況とその要因でございますが、平成28年11月の都市計画変更により淀川左岸線延伸部が新たに計画追加され、合わせて本路線について換気所数の変更や位置変更、淀川南岸線とのランプを廃止する等の変更が行われております。

⑤未着工、あるいは事業が長期化している理由でございますが、本事業では、淀川堤防と道路トンネルが一体となる前例のない構造物に対する安全性確保が必要であり、淀川の重要性を鑑みた慎重な検討などを行ってまいりました。

⑥コストの縮減や代替案の立案の可能性でございますが、施工段階で個々の現場状況を考慮した詳細設計を行う中で、施工方法の合理化等を図り、コスト縮減に努めてまいるように考えております。

⑦でございますが、安全性確保に係る検討内容の取りまとめ、また、都市計画の変更の手続き、こういったものが完了したことを踏まえまして、今後本格的に事業の進捗を図る見通しとなっております。また、用地取得につきましては残り5件となっております。当面の工事に支障のない状況となっております。今後事業進捗を踏まえた対応をとっていく予定となっております。以上から、評価としましてはAとさせていただきます。

続きまして、大きな5番でございます。重点化の考え方でございますが、本事業が政府の都市再生プロジェクトに位置づけられた「大阪都市再生環状道路」の整備でございますけれども、大阪の成長にとって、産業・観光・物流の発展や、都心部の渋滞緩和や沿道環境の改善、災害時のリダンダンシーの確保などを図っていくうえで重要であり、早期完成に向けて関係機関が連携して推進していることから、その一区間を構成する淀川左岸線は優先度の高い事業であると考えております。こちら評価のほうはAとさせていただきます。

以上から、対応方針、大きな7番でございます。対応方針(案)でございますが、前述したような評価、また説明させていただいた状況から、「事業継続のA」とさせていただきます。

大きな8番、今後の取組方針(案)といたしましては、工程、事業費の管理に努めつつ、早期供用に向けて事業を鋭意進めていくとさせていただきます。

淀川左岸線(2期)に関する調書説明は以上でございます。

続きまして、淀川南岸線のほうの説明に移らせていただきます。お手元のほう資料の3-3をご覧ください。

ださい。

こちらは、まず1番、再評価の理由でございますが、市の事業で、事業開始年度から起算して5年目の年度において未着工または継続中のものとしております。

事業概要でございますけれども、こちらにも別紙の図1をご覧ください。

淀川南岸線でございますけれども、全延長6.7kmとなっております。図の中の右のほうから少しいったところに新御堂筋がございますが、この新御堂筋より西側の区間が淀川左岸線と並行しておりまして、また東側の部分につきましては、淀川左岸線延伸部と並行している区間となっております。また、図の中に国道2号と書かれておる部分がございますけれども、ここから西側につきましては南岸線4車線。そこから東側につきましては2車線となっております。

では、調書のほうに戻らせていただきます。

大きな3番でございます。事業の必要性の視点でございます。①番でございますが、この淀川南岸線におきましては、この淀川左岸線や淀川左岸線延伸部と一体として整備しておるものがございます。淀川左岸線1期区間と並走する区間については供用開始しておる状況でございます。動き出しておりますこの2期区間、延伸部と合わせて整備を求められているところでございます。

②番につきましては、左岸線(2期)と同様でございます。③番の費用便益分析につきましては、図の2をご覧ください。

こちらのほうを見ていただきまして、便益合計62.5億円、費用合計50.2億円となっております。B/Cのほう1.2となっております。その他④番でございますけれども、定性的効果に関しましては、歩行者の安全性の向上。また、災害時における避難路の確保など防災性の向上を考えております。

以上から⑤番でございますが、こちらにもA～Cの評価とさせていただきます。

調書のほう裏面に移らせていただきます。

事業の実現見通しの視点でございますが、こちらにも今回再評価時点でのものを説明させていただきます。事業開始が平成21年度、完了予定が平成43年度。全延長6.7kmのうち、淀川左岸線1期と並走する区間0.6kmの部分地完成しておりまして、延長ベースで9%の進捗でございます。また、事業費に関しましては、総事業費62億円のうち、事業費ベースで10%の進捗状況となっております。

④番並びに⑤番につきましては、前述させていただいた部分ですので、ちょっと省略させていただきます。⑥番、コスト縮減等の話ですけれども、淀川左岸線と合わせた一体的な工事発注等を行い、可能な限りコスト縮減に努めてまいりたいと考えております。

事業の実現見通しの評価⑦番でございますが、こちら左岸線(2期)が38年度事業完了予定となっております。ほか、延伸部のほうも新規事業が開始されたことから、これら2事業に合わせて事業推進を行っていく見通しとなっております。また、南岸線の用地につきましては、残り1件の取得が必要となっておりますが、当面の工事に支障のない状況でありまして、用地に関しましては、事業進捗を踏まえた対応をとってまいりたいと考えております。

次、大きな5番でございます。重点化の考え方でございますが、淀川南岸線におきましては、現状、歩行者と自動車のすれ違いが困難な状況もございます。歩行者等の安全性の向上、災害時における避難路の確保の観点で優先度の高い事業と考えております。評価は評価Aとさせていただきます。

以上から、7番の対応方針(案)でございますが、前述したとおりの理由から事業の継続Aとさせていただきます。

8番、今後の取組方針(案)でございますが、この淀川左岸線や淀川左岸線延伸部に合わせて、着実に事業を推進したいと考えております。

以上でございます。

#### 質疑応答・意見聴取(淀川左岸線(2期)、淀川南岸線)

○内田座長

ありがとうございました。

今ご説明いただいた内容についてどの点からでも結構です。まずは疑問点ご指摘いただければと思います。

○織田澤委員

ご説明ありがとうございます。確認ですが、費用便益の算出に当たっては、これは1期の事業も合わせた形で行っているという理解でよろしいですか。

○上塚特定街路担当課長

はい、そうです。

○織田澤委員

数字に関して、調書の2枚目の総事業費、これが4,312億円という金額と、補足の資料の費用便益分析の中での事業費、この金額の差というのは一体どういう理由なのでしょう。

○上塚特定街路担当課長

図2のほうに示させていただいております事業費につきましては、現在価値換算をさせていただいた後の数字として載せさせていただいておりますので、若干数字が変わっておりますけれども。

○内田座長

すいません。起算時点はいつにされていますか。1期の最初、かなり過去の部分も全部となっているために割り増され、積み上がっているのでしょうか。

○上塚特定街路担当課長

起点は平成29年度、現時点での価値に換算しているかと思われます。

○内田座長

いや、費用便益分析やるときにずっとかかっていたものを、1期の最初にさかのぼって60年間。

○上塚特定街路担当課長

62年度の事業がスタートしたところからとっているという。

○内田座長

何年間やられていますか。

○上塚特定街路担当課長

もう62年度から平成の55年度まで。

○内田座長

60年間も取られているわけですね。どこから起算して60年間かによってもまた。

○上塚特定街路担当課長

一部供用開始をいたしましたのが平成6年度でございまして、この時点から50年間の評価をしております。事業開始はそこからさかのぼって以前、昭和62年度からということで評価しております。

○内田座長

途中でややこしいですけども、何か便益に関しては実績値で便益を積み上げているということでもよろしいですか。もう既に1期で供用されている部分があるわけですが、その条件次第でこの数値はかなり変わってくるかと思っております。後ほどまた調べていただいて。

ほかの点、織田澤委員、よろしいですか。

○織田澤委員

はい。結構です。

○内田座長

岡委員、いかがでしょうか。

○岡委員

そもそもの話で申しわけないのですが、大和川も左岸線というのが行われていると思いますけど、堺市は何もしていないのですか。

○上塚特定街路担当課長

大和川線につきましては、阪神高速道路と大阪府と堺市の合併事業になっております。

○岡委員

今のこの事業を見ていまして、1期区間は阪神高速だけですね。途中から2期区間が大阪市と阪神高速の合併事業になっている理由は何ですか。

○上塚特定街路担当課長

道路公団の民営化の時点で、高速道路会社の料金徴収と今後の支出計画の観点から建設投資が有料道路事業だけでできないとかというのが出てきまして、その部分に関しまして、この大阪都市再生環状道路につきましては、左岸線の部分におきましては大阪市が、大和川線の部分につきましては大阪府並びに堺市が一体で事業費を合わせて事業を推進するという形に変わっております。ですので、民営化のときの経過でそういう形に変わっております。

○岡委員

わかりました。



それともう一点、事業の実現見通しの評価のところですが、この用地取得について残り5件、南岸線の残り1件というのは面積的な割合はどれくらいでしょうか。

○上塚特定街路担当課長

こっちは淀川左岸線の2期のほうですけれども、用地取得必要な面積のうち、98%がもう取得済みとなっておりますので、残り2%の状況です。

○岡委員

南岸線については件数が非常に少ないですね。

○上塚特定街路担当課長

ちょっと南岸線の取得面積がちょっと確認させていただいて。

○内田座長

すぐ出てきますか。

○上塚特定街路担当課長

南岸線のほうは200㎡が1件あるという状況です。

○岡委員

それで何%ですか。

○上塚特定街路担当課長

南岸線につきましては、用地取得をする部分が非常に少なくなっておりまして、パーセントでいうと少し高く出てしまいますけれども、もうそもそも取得する必要があるところが非常にすくないという状況です。

○岡委員

少ないのですね。わかりました。

○内田座長

山本委員、いかがでしょうか。

○山本委員

ご説明ありがとうございます。資料3-2の淀川左岸線の1期部分はこういうトンネルのような形をしたようなものではなく普通の形ですか。

○上塚特定街路担当課長

淀川左岸線の1期区間でございますけれども、5号湾岸線からつながったあれば、一部分まあ高架の部分もありますけれども、大部分はもともと正蓮寺川という川になっていた部分の中に埋め込むような形でトンネル構造になっております。淀川左岸線(2期)とつながります阪神高速のこの3号神戸線に向けまして、一旦また地上のほうに上がってきまして、それから、また2期の区間に、またトンネルのようにおりていくというような形になっております。

○山本委員

では、今回の2期の中である、淀川堤防と道路トンネルが一体となる前例のない構造物というのは、堤防と道路トンネルが一体となっているところが前例はないということですか。

○上塚特定街路担当課長

はい。

○山本委員

その安全性確保が必要ということで慎重な検討などを行ってきたということですが、そこでいう安全性確保というのは、構造上の話だとか、何か災害が起きたときの話とか、どのようなところを検討いただいているのかご説明いただけますか。

○上塚特定街路担当課長

堤防の基準につきましては、今回前例のない構造ですので、何もございませんので、おっしゃられましたとおり構造体としての安全性、非常時の安全性の話もございますし、当然地震ですとか、津波ですとか、そういった災害時の安全性並びに施工途上におけます安全性、こういったものについても検討しておるところでございます。

○山本委員

ありがとうございます。あともう一点、この南側、淀川の反対側のところに住宅が立ち並んでいると思いますけれども、近隣の方とのやりとり等々何か、こういう特に前例のないようなものとかをやるということで、その安全性について近隣の方が何かおっしゃっているとか、そういう折衝があるだとか、

あと特にトンネルでは騒音よりも振動ですかね。そういったところの検討結果等々があれば教えてください。

○上塚特定街路担当課長

沿川、非常に近いところがございますので、1番懸念されていますのは、まずやっぱり環境面でございます。2番目はこの堤防を切るといような工事並びに前例のない工事に対する安全性の面、この2点が近隣の方からもご懸念を示されているところでございます。一応環境面に関しましては、環境影響評価の手法にのっとりまして評価を行っております。一定対策が一部必要となる部分もございますけれども、環境基準を満足するですとか、もしくは現状以上悪化することのない予測結果を得ておるところでございます。こういったものを説明しておるところでございます。また、安全面に関しましては、これまで行ってきました慎重な検討の内容につきまして説明をさせていただきながら、ご理解を得ていきたいというふうに考えております。

○山本委員

環境への影響というのは具体的にどういう検討をされているのですか。

○上塚特定街路担当課長

騒音ですとか、振動。それから、主にこの住民側に近いところのとおり南岸線によりますその大気物質、二酸化窒素ですとか、こういったところについてのご懸念があるような状況でございます。

○山本委員

その評価は満たすようにご検討いただいているということですね。

○上塚特定街路担当課長

はい。

○山本委員

しかし、近隣の方がそれを理解しているのか気になるところですが、何か近隣の方からの声とかは大丈夫なのでしょうか。

○上塚特定街路担当課長

一部、非常に熱心に我々のほうの検討状況に対してご質問をいただいているところもございますけれども、全線的に見れば、淀川のこの主に南岸線のような道路ができることに対しまして事業推進サポートに向けましてご協力いただいているところでございます。

○山本委員

ありがとうございます。

○内田座長

松井委員、いかがでしょうか。

○松井委員

昨今、以前にも増してかなり雨の量が多かったりしますが、こういう河川の横にあるトンネル状の高速道路ということで、計画された当時よりも、現在の雨の量というのはかなり多くて、少し前の台風でも大和川が氾濫していましたが、この事業につきましては、特に安全性に問題はないのでしょうか。

○上塚特定街路担当課長

先ほどの安全性の検討という中にも、当然洪水なんかも検討項目に入っております。川の水位が上がったときの状態を予測した各種検討を行って、安全性を確保していくように考えています。

○松井委員

ありがとうございます。もう一点お願いします。南岸線のほうは当初の計画よりも完成年度が随分後ろへずれ込んでいますけれども、この事情について詳しく教えていただけませんか。

○上塚特定街路担当課長

まず、南岸線事業ですけれども、当初この淀川左岸線の高速道路部分の計画が左岸線の部分しか計画されておりまして、延伸部と言われている区間につきましては、具体的な事業計画がなかった状況でございます。ですので、事業が動き出したときにはこの2期区間と並行する区間とその他区間を2期区間の完成までに整理するように考えておったところでございますが、このたび延伸部区間につきましても新たに事業化されまして、こちらにつきましても2期と同じように並行して南岸線と延伸部の工事が進んでいくことから、先に南岸線だけを整備するわけにはいかなくなっておりますので、一体的に整備をして効率化を図っていきたいというふうに考えておりますので、延伸部計画の進捗を見込んだ形で完成工期のほうを延期させていただいております。

○松井委員

わかりました。ありがとうございます。

○内田座長

正司委員、いかがですか。

○正司委員

はい。ご説明ありがとうございます。道路体系上、大切な道路だというのはよくわかるので、特段大きな質問はないですが、確認の意味で。将来の交通量ですけれども、恐らく今もお話があったように事業化のめどが立っているのを織り込んだ上でネットワーク配分され、この区間の交通量推定に基づいて出された便益だと思いますけれど、そういう理解でいいのかというのが1点です。

○上塚特定街路担当課長

将来の予測値並びにネットワークのほうも将来予測を、将来整備する予定になっている部分を見込んだ形で考えております。

○正司委員

それと、この道路全区間でできないと意味がないので、やらなくていいと思いますが、今後、場合によっては残事業のB/Cを計算されたほうがいいケースもあるかと思えます。今回はたまたま全体のほうが良いですねというコメントになりますけれども、場合によってはそういうこともあるので、ほかの事業も同じ話だと思いますけど、全体でぜひお考えいただければと思います。

○内田座長

はい。一通り皆さんにご質問いただきましたが、追加はございませんか。よろしいですか。

それでは、1件ずつ確認に入りたいと思います。まずは資料番号3-2、左岸線の2期ですが、この調書に上がっているような内容、これが妥当かどうか。最終的には裏面の対応方針として事業継続のAということになっていますが、この対応方針の案に関していかがでしょうか。この部分をもう少し補強したほうがいいのか、ご不明な点がありましたら、また資料を用意していただいでいくことになろうかと思えますが。

私のほうから、目についたところで、資料3-2の1ページ目、3、事業の必要性の視点の③費用便益分析のところ、先ほど織田澤委員からも再確認がありましたけれども、分析結果、B/Cの下のところ、淀川左岸線全体を対象範囲として算定したということについて。すごく些末な話ですが、左岸線全体と言ったとき、かつては延伸部がなかったので1期と2期で全体だったと思いますが、今は延伸部を含めて全体となっているので、全体とは一体何を指しているのか、わかるように記載していただきたいと思えます。

合わせて、先ほど織田澤委員の質問による1つと、追加で申し上げますけれども、B/Cをどの時点から積み上げていくのかによって、数値がかなり変わってまいります。割引率が標準の4%で出されていると思いますから、投資済の部分はかなり割り増されている事業費になっているかと思えますので、結論としては先ほど正司委員からもあったように、残事業をやるほうがB/Cはおそらく上がるでしょうから、結論に何ら異存はないです。ただ、この数値がどんな意味合いを持っているのかわかるように、いつからいつまでの部分についてどんな条件で計算したのか、コストもそうですし、ベネフィットについても先ほど申し上げたように、実績としてもう使っている区間もあるわけなので、そのあたりはどんな計算条件なのか、余り過剰じゃない範囲内で結構ですので、追記していただければと思います。

それともう一点、資料3-2の裏面ですが、事業の実現見通しの視点の中の④ですが、事業費は前回評価時点よりも8億円増えているわけですが、この事情として、ここに書かれているのは換気所数の変更や位置変更、淀川南岸線とのランプを廃止する。この変更、豊崎換気所は延伸部の換気所と合築にするということ、むしろコストダウンになっているのではないかなど。だから、ここに挙がっているのは事業費が減るほうのことだけを書いてあるのに、何で増えているのか。事業費が変わる要因としては当初想定していたよりも期間が長くかかると。そう長くかかることについては非常に困難な仕事内容であるということもあるでしょうし、その一方で工事の内容自体を変えたからというのがあると思えますが、そのあたりの変化に対する内訳がわかるような記述をしていただいたほうがと思います。

私からいろいろ言ってしまいましたが、正司委員、ほかに何かお気づきの点とか、いかがでしょうか。

おおむねこの事業の必要性に関しては大阪市だけの話ではなくて、より上位の計画との関係もある、非常に必要性があるということは皆さん異存ないかと思えますけれども、この調書の内容について、ご

覧になられた一般の方にも、より正確に理解をしていただくために必要なところがあればご指摘いただければと思います。また、後ほど気づかれた点があればご指摘いただくということでもよろしいでしょうか。

それでは、意見聴取に関する結論としましては、ご説明いただいたもの、提出していただいている再評価調書の概ねの内容と対応方針について、妥当なものであるという結論でよろしいでしょうか。ありがとうございます。

では、引き続き資料3-3、淀川南岸線についてはいかがでしょうか。

まず私のほうから、補足の図の2は先ほどの話と一緒にして、よりわかりやすいように。こちらは既供用部が短いですが、わかるようにしていただければと思います。

織田澤委員、いかがですか。

○織田澤委員

今のところございません。

○内田座長

また後ほど気づかれたところがありましたら、事務局にお伝えいただくとして。

岡委員、どうぞ。

○岡委員

事業の内容についての話ですが、ここの道、現在も通り抜けの道になって細い道をすごいスピードで車が走っていくところですが、淀川の堤防に上がりたい人もたくさんいて、結構な方がここを渡りますよね。走りやすい道になると、それなりの量の車がスピードを出すので渡るのがさらに困難になるという意味では、安全性は下がるとお思いますので、やっぱり親水性も大事ですから、そのあたりの配慮をしていただきたいなと思います。

○内田座長

いかがですか。この下段の図面で見ると、左岸線の上の部分が歩行者専用道として整備がされていますが、堤内地、市街地側からこの道路を横断する場所についての安全対策をきっちりすれば、より快適な歩行空間ができ上がるということかなと思いますけども。

○岡委員

アクセスしやすい歩行空間じゃないとつくる意味が余りないので。

○上塚特定街路担当課長

現状、内陸部側から堤防の上のほう、また川側のほうへ行かれてる方がおられるのは我々も理解しております、この南岸線の一番右端のボックスの境目あたりに何カ所か階段、もしくはスロープ、こういったものをつくって川の堤防の上のほうへ上がるルートについては確保することを考えております。ですので、そこの部分につきましては、この道路のところにこれから横断歩道などを設けるとか、そういった協議のほうを警察のほうとやっていくように今考えておるところでございます。

○岡委員

今の断面はあんまり正確でないと思ってよろしいですかね。反対側の歩道がないですよ。これ。片側歩道みたいな絵になっているので、横断歩道渡ったら先はすぐ階段になっているような。

○内田座長

法面のところは、逆に積極的にアクセス不能にして、階段、アプローチ部とはっきりと違いをつくるということかと思えますけどね。

○岡委員

渡るところはここというふうにはっきりと横断歩道で明確にすると。

○上塚特定街路担当課長

離隔がとれないということは、本当にボックスの壁が立つようなイメージになりますけれども、その今申しましたように階段ですとか、そういったところにつきましてはしっかりと安全を確保できるように。

○岡委員

それなりの数も必要だと思いますので、よろしくお願いします。

○内田座長

今の点に絡めて、私ももう一つ、もう少し書きぶりを工夫していただければと思うところがありまして、資料の3-3、事業の必要性の下④、定性的な効果の具体的な内容のあたりですね。今のご指摘の内容というのは水に親しむためのというお話がございましたけれども、B/Cが幾らの値だから必ずと

いう話ではなく、あくまでも参考にすぎなくて、定性的にも効果があるということを踏まえて評価すべきかと思います。地下でつくられる淀川左岸線はそういった観点は入らないと思いますが、地上部に整備される街路は定性的な街づくりとか、住民生活に対する効果というあたりをもう少し書き込んでいただくような感じだと思います。

ほかの委員の方、いかがでしょうか。

では、改めて事務局にお伝えいただくことは可能性としてはあるかと思いますが、大きな結論として資料3-3にありますような再評価の内容、それから対応方針、これも事業継続のAということになっておりますが、妥当ということでしょうか。

はい、ではこの事業についても妥当だということで、この場の結論としたいと思います。どうもありがとうございました。

#### 議題(4)大規模事業評価について

##### ア 大規模事業評価実施方針

では、引き続きまして(4)大規模事業評価に移りたいと思います。冒頭申し上げておりましたように、途中休憩を挟みたいと思いますけれども、あと30分ぐらい進めてから休憩をとりたいと思います。

では、まず事務局から説明をお願いいたします。

○小林PDCA担当課長

それでは、資料の4、平成29年度大規模事業評価実施方針をご覧くださいと思います。

これは今年度、大規模評価の実施に際して必要な事項を定めたもので、内容につきましては第1回会議の際に説明させていただいておりますが、第1、評価の実施の1、評価対象事業及び評価の時期について追加の説明がございますので、別表のほうをご覧くださいと存じます。

横長の別表でございます。今年度対象事業につきまして、第1回会議では柴島浄水場に関する事業のほかに2つの事業の大規模事業評価を実施する予定ということ。現在、関係局と調整しているということをお伝えいたしました。その2つの事業がこの表の2番、3番に書かれております(仮称)北部こども相談センターの開設及び(仮称)区画整理記念・交流会館整備事業でございます。評価の時期については記載のとおりでございます。なお、3番の事業の所管局ですけれども、この実施方針を定めた6月の時点では建築工事を担当する都市整備局というふうに記載しておりましたけれども、現在は大規模事業評価調書にも記載されているとおり、事業計画や施設運営などを担当する港区役所及び教育委員会事務局としております。

この実施方針は新たに今年度大規模事業評価の対象となる事業が判明次第改正するご予定でございますので、その際にこの3番の事業の所管局名も変更させていただきたいと存じます。

説明は以上です。

○内田座長

今説明いただいた内容、変更しました別表2に関しての何かご質問等ありますでしょうか。よろしいでしょうか。先へ進めたいと思います。

#### 議題(4)大規模事業評価について

##### イ (仮称) 北部こども相談センターの開設

それでは、案件の1つ目、議題4の(仮称)北部こども相談センターの開設ということで、資料5を説明していただきたいと思います。その後議論ということですので、また申し訳ないですが10分以内でご説明をお願いいたします。

○宮城こども青少年局調整担当課長

よろしくお願ひします。こども相談センター調査担当課長の宮城と申します。よろしくお願ひいたします。

それではお手元の資料に基づきまして概要を説明いたします。案件は(仮称)北部こども相談センターの開設、児童相談所複数化に伴う第三番目となるこども相談センターの開設でございます。まず、児童相談所の概要について御説明をしたいと思います。調書の資料に添付しております別紙1、こども相談センターの概要をご覧くださいませでしょうか。

児童相談所は、児童福祉法に基づく児童福祉行政の第一線機関でございまして、18歳未満のこどもに関する相談を受け、専門的な調査・判定に基づいた指導・措置、一時保護などの業務を行っております。また、一時保護所入所児童への医療的ケアや、被虐待児童等への医学的診断を行うための診療所機能も有しております。具体的業務につきましては下段の表のイに記載しているとおりでございますけれども、

相談、調査・診断・判定、指導・措置、一時保護、児童虐待への対応をはじめとした業務を行っております。

こども相談センターに寄せられる相談といたしましては、その下の表のイにありますとおりですが、児童虐待、里親に関するものなどの養育に係る相談。ぐ犯行為、触法行為等に係る非行の相談、性格行動、不登校、育児・しつけに係る育成の相談。各種障がいに係る障がい相談。その他保健相談に加え、教育相談もしております。これら相談を受けるほか、児童虐待相談につきましては、24時間、365日対応で通告、相談を受ける児童虐待ホットラインの設置や迅速に児童の安全確認を行うため、休日・夜間を含めまして、大阪府警のOBや職員の宿日直の両体制をもって虐待の早期発見、対応に努めております。

以上がこども相談センター、児童相談所の概要でございます。

次に、現在進めておりますこども相談センターの複数化について説明をいたします。別紙3、北部こども相談センターの開設という資料をご覧ください。

大阪市では近年急増し続けます相談件数、とりわけ児童の虐待相談に関する相談が増加している状況に、これまでは森ノ宮にございますこども相談センターの1カ所でそのスケールメリットを生かしながら対応してきたところでございますけれども、相談件数が増えるにつれまして、丁寧なケースの検討でございまして、迅速な意思決定と効果的・効率的な事業実施が難しくなってきたということを受けまして、ほかの政令市の複数化に取り組まれている状況でございますとか、大阪府下の児童相談所1カ所あたりの人口、相談件数等を比較検討いたしまして、大阪市内におきましては3カ所が適切であると判断いたしまして、当時の橋下市長の了解も得まして、これら複数化に取り組んでまいりました。

まず、市のほかの部局が使用しておりました平野区にございます旧中央児童相談所のこの施設を再改修いたしまして、平成28年10月に南部こども相談センターとして2カ所目を開設いたしましたところでございます。

北部こども相談センターといたしましては、候補地予定地でございました北区のもといきいきエイジングセンター、こちらにつきましては、併設するマンションの各所有者との区分所有物件でございまして、こども相談センターの設置及び工事に対する了解を得ることができず、結果的にこのまま進むことができないということになったため、当地での開設を行わないこととし、新たに候補地検討を行い、29年の3月の戦略会議におきまして東淀川区のもと西淡路小学校分校の敷地に新たに建設して開設するということが決まったところでございます。先の候補地予定地で開設ができませんでしたが、3カ所目となるこども相談センターの開設はこの大阪市にとって喫緊の課題であるということで、候補地の選定に当たり、市長からは開設の遅れを最小限にとどめるため、これまで検討してきた未利用物件の改修にこだわらず新築も含めて早急に選定するという指示を受けましたので、管轄エリアの未利用物件及び未利用地につきまして、各々の所管部署の協力も得ながら調査、検討し、設置の可能性のある物件につきまして戦略会議に諮り、各々のメリット、デメリット等を検討いたしまして、もと西淡路小学校分校が候補地となった次第でございます。結果、居抜き物件の改修ではなく、新築の案件となり、事業費が10億円を超えることとなったため、本事業評価有識者会議に諮ることとなったということが経過でございます。

それでは、調書の説明に移ります。

まず、事業目的、事業内容でございます。急増する児童相談に迅速・丁寧な対応を行うため、児童相談所の複数化を進め、本市3番目の児童相談所として東淀川区のもと西淡路小学校分校の敷地に北部こども相談センターを新築により開設するというものでございます。

次に事業規模でございますが、管轄エリアは北・都島・福島・西淀川・淀川・東淀川・旭の7区でございまして、敷地面積は1,904㎡、延床面積は約4,000㎡を予定しております。この4,000㎡という数字につきましては、大阪市の施設規模についての審査というか、調整をしておりますファシリティマネジメント担当部署との協議を経まして、資産流動化プロジェクト施設チームに御了承をいただいております。

事業費等につきましては、基本設計前に概算ではございますけれども、設計費7,100万円、建設費16億円、既存建築物解体工事等を合わせまして21億600万円を見込んでおります。

次に、事業スケジュールでございますが、複数化が決定いたしました平成26年度に始まり、今年度基本設計及び既存建築物の解体設計。平成30年度には実施設計及び既存建築物の解体工事。平成31年から施設を建設し、平成32年度末の竣工を予定しております。

裏面に移りまして、事業の必要性でございますが、先の説明とも重複をいたしますけれども、記載があ

るとおり市内におきまして、児童が死亡する事件等もあり、また市内での児童相談件数の急増が見られ、個々のケースが複雑化していく中、丁寧な検討、迅速な意思決定を行うために複数化が必要と判断し、取り組みを進めてきたということでございます。

次に、事業効果の妥当性ということでございますが、こども相談センターの複数化をすることによりまして、そこに記載のとおり、1、丁寧なケース対応、2、迅速な安全確認、3、市民の利便性向上、4、区役所との連携強化、5、一時保護所の入所枠拡充等が見込まれるとともに、丁寧・迅速なケース対応が可能となり、効果的・効率的な運営が可能になるということで、複数化の効果は十分にあると考えているところでございます。

次に事業費の妥当性ということでございますが、本事業は当初未利用物件の居抜き物件を改修していくということを想定いたしまして進めておりました。先の候補地の改修経費でいきますと約8億円ということで見込んでおりましたけれども、物件を新築するということになりましたので10億16億円を超える事業費となっております。新たに建築をいたします北部こども相談センターは、森ノ宮にあるこども相談センターや南部こども相談センターを基準にいたしまして、今後想定される事業規模等に対応でき、過分に過大なものにならないように、関係所属と協議を重ね4,000㎡の床面積といたしたところでございます。他都市の最近の児童相談所の建築単価を参考に調査をしまして、1㎡当たり40万円ということで4,000㎡で16億円と建設経費については見込んでおります。今後、基本設計、実施設計を行っていく中で、来庁する市民が利用しやすく、一時保護所の子どもが家庭的な環境で安心して生活できる施設を目指しながらも、設備の選定に当たりましてはコスト意識を持って建設費の圧縮に努めていきたいと考えておるところでございます。

事業の継続性につきましては、維持管理経費ということで概算となりますけれども、敷地面積が南部こども相談センターの1.33倍ございますので、同様に維持管理費についても1.33倍を見込んでおります。人件費につきましては、職員単価を参考に配置基準に基づき算出した職員数で算定し、合わせて約11億円を見込んでおるところでございます。当然ながら、職員は全員が新たに採用するというのではなく、法改正に基づく職員の増加というものはあるものの、基本的には管轄エリアの相当分について現行のこども相談センターから配置をするという予定でございます。

環境への配慮でございますが、基本設計を開始したところでございますが、LED照明の採用でございますとか間伐材の使用など、できる限りのことを関係部署及び都市整備局と相談しながら検討してまいりたいと考えております。

最後に、PPP並びにPFI手法の検討状況ということでございますが、児童相談所の基本的な機能といたしまして、1から5まで記載のとおりでございますけれども、法律に基づく行政機関がございまして、業務の性格上の公権力の行使を伴いますので、委託等で運営することができず、直営による運営を行う予定でございます。また、こども相談センターの複数化につきましては、喫緊の課題であるということで、候補地が変更になったことに伴う遅れも追加される中で、PFIの手法を採用するということになりますと、業者選定を含めさらなる遅れにつながるということもございます。また、設計、建設及び施設の維持管理のみを導入してはということもありますが、一時保護所を建設する段階でその児童相談所に係る他都市でのPFIの手法の導入実績等も見当たらないということでございますので、民間の創意工夫やノウハウを活かす状況には今はないのかなと考えておりました、本事業の予定はこの手法の導入を行わないということとしております。

以上、こども相談センターの開設につきまして御説明いたしました。よろしく願いいたします。

#### 質疑応答・意見聴取（仮称）北部こども相談センターの開設

○内田座長

ありがとうございます。では、各委員の皆さん、お気づきの点、ご質問について、よろしく願いします。

では、まず織田澤委員お願いします。

○織田澤委員

ご説明ありがとうございます。別紙3の資料を拝見して、ここ10年での相談件数、虐待のケースが急速に増えていると、とても驚きましたが、この施設そのものの話とずれてしまいますけど、質問は2点ありまして、1点はこのように報告が上がってきたのは、潜在的なことが表に出てきたということだと思いますが、重篤なケースというのがどれだけ増えているのかなど。素人であり存じ上げないですが、しっかりとケアしなきゃいけないケースと軽微なケースというものの比率みたいなのがざっくりおわか

りになれば教えていただきたいというところ、あと恐らく今後、15歳以下の子どもたちの人口も減少していくと思いますけど、そういうことを見越して検討されているのか教えていただきたいと思います。

○岸本こども青少年局こども相談センター所長

こども相談センター所長の岸本です。

今の2点の御質問については、私のほうから補足させていただきます。まず1点目ですけれども、重篤なケースがどれぐらい増えているか、あるいは軽微なケースとの比率ということですが、何をもち重篤と定義するのかというのは、私たちも難しいのでちょっとお答えはいたしかねますが、ただ強いて言えば、困難ケースということであれば、私ども児童福祉法の28条で保護者のもとで生活させることが児童の福祉の上でやっぱりよろしくないという場合は、親権者が同意しなくても家庭裁判所の承認を得て施設入所させると、28条申立と言っていますけれども、これがやっぱり一番ハードなケースかなと思います。その件数はやはり毎年増えておりまして、例えば平成19年度でいきますと請求件数が14件であったものが、28年度は16件。一番多いときでいうと23年度は22件ということで、そういったケースは児童人口が減っている中でも横ばい、ないしは微増という現実がございます。一方で、軽微なケースと重篤なケースの割合がどれぐらいなのかという御質問ですけれども、実は非常に増えているということで一体この中身はどうなのかということが一番問題だ、問題というか、多分御説明しなければいけないポイントだと思いますけれども、この資料では示してはいないのですが、この虐待も今どの経路からの通告というか、相談が一番増えているかと申しますと、実はここ数年は警察からの書類通告が非常に増えております。この警察からの通告の中身は7割、8割が心理的虐待でして、それは何かといいますと、児童のいる家庭での配偶者間暴力です。これが心理的虐待ということで、昨今、ここ数年非常に増えておりまして、実に28年度でいきますと虐待通告の55%が警察からの通告です。この約7割が心理的虐待ということで、夫婦げんか絡みということです。DVも含めてですけれども、ですので、正直この中には重篤なものもありますけれども、やっぱり子どもに対していい影響がないですよというようなお話、助言指導で終わるケースが圧倒的に多いですので、件数は増えていきますけれども、重篤なケースの絶対数が件数の伸びと同じぐらい増えているのかというと、それは少し違うかなというのは実務をやっている上での実感です。ただし、やはり先ほど先生がおっしゃったように、今まで着目されなかった虐待事案がやはり子ども自身であったり、あるいは学校の先生方、近隣の方から発見されるようになって通告いただいてよくなったなというようなケースも、やはり10年前と比べると増えておりますので、単純には言えないかなというのが現状です。

2点目の人口減を見越した計画かどうかということをお聞きいただいておりますけれども、先ほど申しましたように、大阪市児童人口、確かにこの10年で見ても1割ぐらい減っていると思いますが、先ほど申しましたように、28条申立件数、あるいは、虐待相談件数に見られるように、子どもは減っても相談は全然減っていないどころか増えておりますので、私どもとしては今後10年、20年のスパンでいきますと、障害の相談も含めて子どもに関する相談が増えることはあっても減ることはないんじゃないかなと考えております。ただ、30年、40年先、そこまではちょっと私たちも見通せませんので、ちょっと御回答いたしかねます。

○内田座長

岡委員、いかがでしょうか。

○岡委員

今回、マスコミでもマンションジーニス大阪との話が随分出ましたけど、あちらのほうで反対をされて開設できなかつたという経緯があります。その経緯をふまえて候補地選ぴをされていますけれども、やはりせつかく建てるのですから、この場所が適しているという言い方で最終的にはまとめていただきたい。これだけ候補がありますが、ここにしましたというのではなくて、今回この施設を建てるに当たってこの場所が、こういう意味で適しているというふうな説明を少ししていただけたらなと思います。

○岸本こども青少年局こども相談センター所長

もともとジーニス大阪を候補地としたのは、やっぱり既存の物件を活用して経費を抑えてやってほしい。

○岡委員

このときの床面積はどれくらいだったのですか。

○岸本こども青少年局こども相談センター所長



同じぐらいです。

○岸本こども青少年局こども相談センター所長

ただ、ワンフロアですのであれですけれども、もと室内プールもあったりして、条件としてすごくよかつたわけではないですけれども、とにかく今ある資産を活用するというのが第一でしたので、それと先ほど課長から申しあげましたように、相談件数が増える中で複数化するということがやはりできるだけ早く実現しなければいけないということで、その2点の理由から既存の物件ということでジーニスを選定したわけです。ところが、やっぱり法的な問題で管理組合の同意が得られないと大規模な工事はできないということで、頓挫いたしましたして、改めて諮ったところ、もう新築も含めて検討していくということでしたので、改めてそういった視点でアクセス、それから敷地の形状、広さ、それとアクセスは市民の利便性ですし、やはりそのエリア、北部のエリアを考えたときに、やはり人口が多く相談件数の多いところであるとかいうことを考えまして、こちらが最適であると。淡路駅ですとか交通アクセスも阪急、それからJRも新線ができますし、非常に便利になるということ、それと北部エリアの中では東淀川区、淀川区の人口が多く相談件数が非常に多いものですから、区との連携という理由でもこの場所が非常に適しているということでこちらを選ばせていただきました。

○内田座長

よろしいでしょうか。

○岡委員

はい。

○内田座長

山本委員、いかがでしょうか。

○山本委員

今のお話ですが、東淀川区と淀川区の人口が多く相談件数が特に多いことが理由で、その場所ということになっているのですよね。

○岸本こども青少年局こども相談センター所長

それだけではなく、敷地の形状、それとアクセスですね。私ども児童相談所では知的障害のあるお子さんの判定もやっておりますので、障害のあるお子さんであるとか、あるいは保護者の方でも体の御不自由な方もいらっしゃいますので、交通の利便性、駅からの距離っていうのが非常に重要視されるべき視点かなと思ひまして、総合的に考えてこちらが最適ということで選びました。

○山本委員

件数が急速に増えてきているというお話ですが、特に今そういう地域に新しく建てたときに、アクセスが良くなるとさらに相談のしやすくなり、想定以上に相談件数が増えるのかなというイメージもありますが、森ノ宮のセンターにおられる方が何名かそちらに移るだろうとは思いますが、人員的に不足しているとか、逆なのか、そのあたりについて教えていただけませんか。

○岸本こども青少年局こども相談センター所長

実は昨年児童福祉法は大幅に改正されまして、それまでも人口4万人から7万人に児童福祉司1人つていうことではありましたが、さらにそこを充実させるということで、平成31年度の基準で申しますと、人口4万人に1人の児童福祉司、児童虐待の発生率が全国平均よりも多い場合には虐待の件数40件に対して1人の児童福祉司を加配すると。加えて児童心理司についても福祉司と心理司の割合が2対1になるように職員を配置するということが示されました。それを当てはめると、実は児童福祉司が現状では大阪市全体で56名不足しておりますので、その分は今人事当局のほうと計画的に増員できるように調整していますが、そういうことが実現すれば虐待相談件数の増であるとか、身近になることによって相談を受けることへの対応も十分可能ではないかなと考えております。

○山本委員

今おっしゃられたのは森ノ宮の施設においても人が足りていないという趣旨ですか。

○岸本こども青少年局こども相談センター所長

いえ、南部も含めて大阪市全体でということですよ。

○山本委員

でも今回は新しい施設を建てるということが評価の対象となっているところだと思います。人を雇うにもスペースがないという話もあつてのことですので、人が全体として不足しているという状況と、新しく建物を建てるといふ話とかが私の中で少しリンクしてないのですけれども。

○岸本こども青少年局こども相談センター所長

リンクしているといえはしていますし、していないといえはしていないとは思いますが。と  
いいのは、配置基準云々の以前から、当然自治体としては児童虐待はじめ、そういう相談には対応  
すべき責務がございますので、その法改正があろうがなかろうが、福祉司をふやして3カ所でやらない  
と、もともと1カ所でやっていたわけですがけれども、とてもじゃないですが、進捗管理も含めて  
運営が非常に難しいという現状がありましたので、その流れとたまたま同時に国のほうでもそういう人的  
体制を充実するような法改正がありましたので、それを十分クリアできるような形で北部を整備する  
方向で今考えているということです。

○山本委員

施設について個人的な興味みたいな話になってしまいますけれども、森ノ宮のセンターの方とは仕事  
上でやりとりをすることがあり、皆さんかなり忙しくされているという印象といいですか、なかなか電  
話がつながらなかったりするんで、個人の方に対するご負担が増えてらっしゃるという、そういう印象  
でしょうか。

○岸本こども青少年局こども相談センター所長

ご指摘のとおりで、職員が余り増えない中で相談件数は増えていますので、やはり持ち件数もふえま  
すので、今ご指摘のような状況が発生しているということです。

○山本委員

ありがとうございます。

○内田座長

松井委員、いかがでしょうか。

○松井委員

この場所の選定について、このもと西淡路小学校の跡地のアクセスが一番良いのは非常に理解できま  
すけれども、この場所を選定した理由をもう少し詳しく教えていただければと思います。

○宮城こども青少年局調整担当課長

場所の選定につきましては、大阪市の戦略会議にかけまして選定してまいったわけですがけれども、  
お手元にも戦略会議の資料つけておりまして、その際に提示をした6件の物件があるわけがございます  
けれども、その西淡路小学校分校っていうのはここでいいますとこの3番になります。1番、2番って  
いうのは建物ではなくて更地の状態であったということでございますけれども、1番につきましては、ア  
クセスルートといいますのがJR東海道線東淀川駅1つだけということになってきますので、徒歩圏の  
新大阪から歩くということもありますけれども、先ほど所長のほうから申しあげましたとおり、子ども連  
れでアクセスということになりますと結構不便になるのかなということがありました。2番目のところ  
につきましては、その敷地の横に小学校が隣接をしております、施設の性格上、学校の横というのは  
ちょっと適さないということがございました。それから、4番目、大淀寮という施設、今現在これ運営  
をしていますけれども、こちらの建物の下には埋蔵文化財の存在が確認されておまして、解体して新  
築する間に埋蔵文化財の調査ということで、一定期間そちらのほうにかからないとできなくて、開設が  
遅れるということがございました。また、敷地につきましてもこの3,300㎡ということで、かなり我々  
の想定しているところに想像よりは大きかったということでございます。その5番目、もと市民交流セ  
ンターよどがわということで、これは既存の物件がございます、市会におきましてもここを改修した  
らどうかという話もありますけれども、アクセスがこれ今JRの東西線の加島駅から徒歩ということで、  
先ほど申しあげました管轄7区からいきますとアクセスがよくないということと、我々の考えており  
ますこども相談センターの機能からすると、敷地面積は4,600弱ということでかなり大きくなるので、  
これもちょっとふさわしくないということで見送った次第でございます。最後のもと南方保育所とい  
いますのは、保育所は今休止しています保育所の跡地ということでございますけれども、1,800㎡弱とい  
うことで敷地的には余り変わらないと。ただ、保育所施設の建物が残っておりまして、ただこの保育所の  
施設だけではこども相談センター並びに一時保護所の建物の床面積を確保することができませんでした  
ので、増設なり、施設を調査した上で解体して新築ということをする必要がございました。また、こ  
ちらのほうは駅から一番近いところでも9分余りということで、アクセス上淡路駅に比べてよくない  
ということでございました。先ほど所長からもありましたように、淡路駅といいますのはもちろん阪急の  
2路線と堺筋線からも地下鉄でもアクセスはありますし、JRでも梅田から乗りかえてすぐであります。

JRおおさか東線というのが平成31年度の春に同じ淡路駅、場所は別になりますけども、配置することになりまして、大阪市の東側、旭区、都島区、直通は無理かもしれませんが、アクセスが至便になるということで、開設の可能性がある候補地の中で言いますと、こちらのもと西淡路小学校分校跡地が駅からの距離とか敷地の形状であるとかを勘案しても非常にすぐれていたもので戦略会議でもこちらのほうを推挙して選んでいただいたということでございます。

○松井委員

ありがとうございます。

○内田座長

正司委員、いかがでしょうか。

○正司委員

調書の構成として少し気になったので、これ非常に丁寧な調書でいいですけども、たまたま今回の資料にある大規模事業の1つ、柴島と見比べると余りに調書の量が違い過ぎるので、もう少しバランスをとったほうがいいかなと直観的に思いました。そういう目線で見るからですけど、少し冗長になっているのかなと。例えば、事業費の妥当性でもともと改修の案があったけど、それがだめになって残った施設の中からベストなところを選んで、そこから先でベストなところで経費の削減は最低限こんな形で要りますというふうに努力しましたということを書いていただければいいんですけど、この文章でいくと上半分は多分3行もあればいいかなという感じがします。

同じような話が、この例えばPFIのところの児童相談所の基本機能の法律の引用がありますが、これはもう全然要らないと思います。圧縮するためにも。法律に基づくもので、民間ベースでは則れませんというふうに書いていただければいいだろうと思います。これだけ単独で見ると丁寧でいいなと思えますけど、多分ほかの案件とまとめて出るときに濃淡があるような感じになって、逆に細かく書けば書くほど突っ込まれるところも増えるので、少しそのあたりは整理していただいて、それぞれの項目に合わせて、文章を精査していただければいいかと思います。

その上で1つだけご質問ですけど、PFIの法的な組織なのでなかなか民間ベースにはそぐわないというこの書き方、大体理解はしますが、実際は大阪市さん、確かNPOさんと組みながら相談を実施したりしていますよね。

○岸本こども青少年局こども相談センター所長

一部事業を…

○正司委員

一部事業を実施していると。だから、今後もそのままの状態かどうかはわからないと思えますし、もっと活動的なNPOさんが地方にはあるという話を聞いたこともあるので、そこを余り強く書くとそんなことないだろうと指摘され、違う議論を引き込むような気がします。あくまで公権力のところで大阪市の今までの方針としてはこうだということに記載され、その大阪市の方針の中ではPFI的な事業の適任者はいないというふうにしていただければいいだけの話かと思えます。

○内田座長

余りPFIをそんなに変な方向で否定しなくても王道で説明していただいたらということになります。

おおよそ質疑の内容で出てきたところ、PFIについては書き方の話ですので、評価の観点の対応で言いますと、(1)の事業の必要性、それから、(2)の事業効果の妥当性、(3)の事業費等の妥当性、この点について質問が出たと思います。それで、(1)の事業費の必要性に関しては、ここに挙がっている表だけを見ると、3か所目が必要な理由が書かれていないと思います。件数や職員がどれぐらい必要とか、どれだけ対応できるのかとかいう話で、面積等の関係で、また管轄人口もありますけれども、アクセスの容易性とかいうことかというと、管轄エリアの広がりの方がむしろ問題になるだろうとか。ここに挙がっているのは意味、表面的な比較にとどまっている感じがします。あまりたくさん書き込んでも仕方がないですが。ただ揚げ足取りになりますけど、2ページの一番上のところ、本市ではかつて児童相談所1カ所でスケールメリットを生かして対応してきたと。何か集約しているほうがむしろ一般論としてはいろんなことにスケールメリットが出てくるということもあるわけですよ。ただ、今の状況はスケールメリットを言える状況ではなくて、実際に森ノ宮はオーバーフローしているし、いろんな法改正の対応とか変わってきているから、単に施設面が狭くて設置するだけであれば、代替案として森ノ宮を大きくするという案もないことはないわけですよ。そうではなく、新規に設けることが重要だということに絞り込んで説明していただければと思います。先ほど正司委員から、もっと簡潔にとありましたが、

絞り込む内容としては、カバーエリアが身近なところにあることがより重要だという点をもう少し書いていただいたほうがいいのではないかと感想を持っています。

ですから、(2)の事業効果の妥当性のところも①として丁寧なケース対応はありますけれども、次の場所の選定との絡みでいうと、③の市民の利便性の向上、いかに困ったときにすぐに行けるかが重要ではないかなと思います。この①から⑤の順序っていうのが重みづけとは必ずしも言ってないですが、(1)と(2)のところ合わせて、本当に3つ目を配置する意義を端的に書いていただけたらなと思います。それに絡んで(3)の事業費との妥当性、このページの一番下のところに書いていますように、候補と挙がっている6敷地の中で更地が2カ所、既存物が4カ所で、今回挙がっているところは小学校の建物が残っている。だから、解体にもお金がかかるし、解体後、地盤の状況もわからないという、その点でいうとマイナスになるかと思いますが、それを上回ってアクセスが重要だということだと思います。先ほど申し上げましたように1、2、3、トータルで3つのセンターがなぜ必要というのは、重要なのは、身近なところにあって困られた方がすぐ駆け込めるということだと思いますから、そこがストレートに伝わるような整理をしていただければなと思います。

私はそういうふうに理解しましたが、駆け込めることこそが重要というわけではないですか。

○岸本こども青少年局こども相談センター所長

児童福祉法ができたときは子どもに関するあらゆる相談を児童相談所が受けるということだったんですけども、やはりそれで児童相談所にいわれる軽微な子育てのことから分離が必要な重篤な虐待まで全部やることはやっぱり効率的でないということで、平成16年に実は第一弾の法改正がありまして、身近な子育て相談は市町村、市でいうと区役所、区役所に子育て支援室がありますけれども、専門的な知識や技術を要する相談とか、公権力の発動ですよね。措置であるとか、そういうのを児童相談所でやるということになりまして、去年の法改正により、それが一層明確になりまして、もう在宅支援は市町村、区役所やと。専門的な相談とか介入的なソーシャルワークと言いますか本来相談っていうのは困っている人が相談したいと来所して相談に応じるのが本来の相談所ですけど、今は我々やっているのは、よそからの通告を受けて保護者に相談のニーズがあろうがなかろうが入っていく、もう親が願いもしないのに子どもを分離するっていうことにもつながって…

○内田座長

そうなってくると、アクセス性は関係なくなってくると思います。

○岸本こども青少年局こども相談センター所長

ただ、その件数が余りにも増えていますので、安全確認は48時間以内というルールがありますので、あと地域の機関とのやっぱり密接な連携がないと、そういうハードな対応も難しいので、先ほど申しましたように、これだけ件数が増えている中では、今の大阪市の児童相談所の管轄人口とか、担当ケース数はやはり突出しておりますので、複数設置しているほかの指定都市、あるいは、6カ所ある大阪府の1カ所当たりの管轄人口を目安として、現時点でやはり3カ所ぐらいにしないと回らないという…

○内田座長

そこはわかります。地元や区役所との連携とか、それから行きやすさ、カバー人口から想定される件数。それから、カバーエリアですよ。面積の広がりなんかを考えてバランスよく3カ所に設けますというのはわかります。場所の選定のときに何でここなのか、今のご説明だったらやっぱりストンとは落ちないですよ。

○岸本こども青少年局こども相談センター所長

そうですか。

○内田座長

はい。だから、3つ目が必要っていうのはわかります。だけど、先ほどご説明いただいたのはJR一駅しかなくてそこに来られるときに駅からちょっと遠いという利用される市民の方の利便性ということで説明されていたと思いますけれども、それも全く無視していいっていうわけではないですよ。ただ、一方でコストから見ると、更地のほうが安いに決まっているのではないのでしょうかというところがやっぱりひっかかる場所なので。

○羽東市政改革室長

ちょっとよろしいですか。3月に開催された戦略会議について私もメンバーでしたので、このケースについては当然アクセス、それから地元理解、もう一つ大きな課題というのはその緊急性ということで、北区の案件が報道されましたけれども、こども相談センターの機能を早く充実させる必要がある中でそ

の北区のケースができなかったため、緊急性をふまえて意思決定をしているという実態があります。

ただ、緊急性はありますが、財政局長と私のほうから当時、会議でコメントさせていただいたのが、この資料で抜けていた、ランニングコストであるとか、その建設コスト等について、見させていただく必要があるのかなど。まさに今回の調書初めて維持管理費が1.33倍というこの数字が出てきましたので、この数字の妥当性であるとか、これが相談件数ベースなのか、延床面積ベースなのかで違ってくると思います。今後、4つ目、5つ目のセンターは今のところは計画がない中ですが、3つでやり切るということになった場合、件数が伸びるのか、横ばいなのかわかりませんが、どのようなシミュレーションで3つを役割分担するのか、そこはまたフォローはさせていただこうと思います。

○内田座長

長期的な戦略的な政策面での話、さらに次のところについてはこの会議の範囲を超えていると思いますので、しかるべくお願いしたいと思えますけれども、今回のこの評価の観点、(1)、(2)、(3)という話でいったときには、もう少し強く証拠、根拠を出していただきたいなというのは先ほど申し上げたところです。補足の資料として横並びの表があるので、なおのこと気になるところです。施設の重要性に関して、児童福祉とかに関して、その重要性についてはご専門の方がつくられた調書の順番に対して尊重したいと思えますけれども、建設費との関係で事業費等の妥当性に関しては、書き方を工夫していただければと思います。既存の建物があって、その撤去の費用とかいうのは若干かかるかもしれないけれども、それを上回るようなメリットがあるというところを、先ほど来のお話からすると十分にあるように感じますが、この辺の資料からはちょっと読み取れなかったところがありますので、また補強していただければありがたいと思います。ほかの委員の方いかがですか。

○岡委員

この施設って相当閉鎖的な施設ですか。

○岸本子ども青少年局子ども相談センター所長

閉鎖的というのはどういう意味でしょうか。

○岡委員

例えば、外から見たときにほとんど窓がないとか。

○岸本子ども青少年局子ども相談センター所長

そんなことはないですよ。

○岡委員

人の出入りも相当ありますか。

○岸本子ども青少年局子ども相談センター所長

いえ、実際見ていただいたらわかりますけど、私どものセンターに来られるのは療育手帳の判定であったり、相談に来られる保護者の方ですけれども、基本予約制になりますので、区役所みたいにたくさん人が出たり入ったりということはございません。保護者の方の利便性というか、やはり区役所でお話ししたりとか、家庭訪問で対応することも結構ございますので、皆さんが思っておられるほど頻繁に人が出入りしたりとか、うるさいとかいうことはございません。

○岡委員

むしろ職員の方がここから訪ねていかれるケースがとても多いということですね。

○岸本子ども青少年局子ども相談センター所長

そうですね。

○岡委員

そういう意味では利便性はとても重要ということが言えるわけですね。

○岸本子ども青少年局子ども相談センター所長

そうですね。はい。

○岡委員

それと、それから周りにね。この3、西淡路小学校分校の跡のところは老人福祉センターとか生活支援センターとか公園とかがありますがけれども、こういう立地というのは意味がありますか。

○宮城子ども青少年局調整担当課長

特段、関連性はありませんけれども、地元にご説明回らせていただいたりしたときには、あのエリアにそういう施設がかたまっているの、空気感といいますか、そういうふうな良くなるよねと廃校がちょっと残っているよりですね。

○岡委員

そういうことですね。公共的な施設がここに、全然担当が違うにしても福祉的な施設が集まっていることにメリットがあるのではないかと考えて見ていました。敷地よりも建築面積はそんなに広くはないですね。余っているところがあるように思いますが、その部分は駐車場という考え方なのか、何か中にいる子どもたちが利用するということはありますか。

○宮城こども青少年局調整担当課長

1,904㎡ということで、我々の想定しています4,000㎡ぐらいの床面積をもとうと思うと、4階もしくは一部5階建てぐらいで、お子さんを預かるんですけども、通常的生活を営ませるということから、いわゆる所庭、運動場ですね。そういったことも必要でございますし、もちろん相談に来られる保護者、お子さんいらっしゃいますので、駐車スペースを確保は予定しております。

○岡委員

そのような地域の中における建物という見方をしたときには、この場所を私はまちづくり的な視点から見て、この候補の中では良いところだなと実は思っていました。そのような視点がほとんど書かれていないので、やっぱりその場所の評価、消去法ではなくて、この場所はもちろん利便性が高いという話はわかりますけれども、地域環境にとって、これが建つことについて温かく受け入れる環境があるとか、何かそういうこともあってもいいのではないかと思います。

○内田座長

3の事業費等の妥当性で、何をここで記載すべきなのかというのがありますけども、1円でも安いほうが良いというようなものではないと思います。だから、何かいいことがあるのであれば、それに必要な経費は当然かけるべき。かけるときには、同じものをつくるのであれば1円でも安くするべきでしょうけれども、妥当かどうかという判断のときには、金額だけではなくて、岡委員からも話があったような、定性的なメリットも考え合わせると、この場所だという話をもう少し盛り込んでいただければと思います。

○岸本こども青少年局こども相談センター所長

実際、場所選定するときは、そういったことは論点になりにくいので、ここでご説明する分には、もちろん我々もね、そういう視点を持っておりますけど、ほかの会議の場では、そういったことは余り今まで言われたことはなかったですけど。

○内田座長

ほかの会議の時には、どのようなことでここに決まったのですか。

○岸本こども青少年局こども相談センター所長

先ほど申し上げたような、やはり利便性であるとか、面積とか。

○内田座長

そうですね。利便性とか面積とか。

○岸本こども青少年局こども相談センター所長

福祉的な地域の環境がいいとか、そういったことは余り論点にはならなかったです。

○内田座長

そこまで広げるのかどうかは置いていて、利便性の話に関しても、今の調書(3)のところには書かれていないですね、かつて予定されていたところとの費用の比較、こんな経緯でということは書かれていますけど。

○正司委員

この有識者会議と戦略会議の位置関係をどうするのか、事務局のほうで整理していただかないと、書きぶりをどうするか多分、担当局が困るのではないかなと思います。戦略会議で決定した以上は、その敷地の中で一番いいつくり方をしますというように、そこだけ書けばいいという考え方であれば、そこだけ書くようにしてもらっていい。ただ、それでも我々としては何でここがそんなにいいのということ、一言は書いてほしいということはお願したい。そうではなく、大規模事業有識者会議としてちゃんとコメントするという立場である場合、それなら一言ではなくて、もう少し丁寧に、この場所がいいと、戦略会議の資料を全部つけるような説明は求めているかもしれないですが、ここには書いているようで書いてないような形になっているので、こういう議論になっているのだと思います。まず、先ほど言った、位置関係をどちらにするのか整理していただいて、一言書き足すか、二、三行の文章で書き

足すかを決めていただいたほうが良いと思います。

○内田座長

方向としては前者だと思います。あくまでも求められているのは、ベストな案をここで決めましょうという話ではないと思います。あくまでも妥当なのかどうかということに関して、不適切なのか妥当なのかという判断を求められていると思います。以後に似たようなケースがあるときには、もっとこの辺について気をつけてくださいというような建設的な意見を言うというのも、この会議の役割かと思いません。ですから、ここで言った意見を全てダイレクトに、この案件で反映していただく必要性はないですが、こういった指摘があったということについては、議事録等で整理していただいて、以後、同種のケースのときにはご配慮いただきたい。

今回、この件に関して申し上げますと、戦略会議で決まっていますが、今のこのメンバー、市民の代表というもおこがましいかもしれませんが、拝見してやはり気になるのは、何でここなのというところなので、そこをもう少し前向きな、ここがほかのどこよりもこんな点で見たらいいでしょう。というところを一言書き加えていただければと思います。

○正司委員

そこまでは、最低限踏み込むべきだと思います。それは、ミニマムだと思います。

○内田座長

それでミニマムですね。

それ以上、もう少しこの会議の役割というのは、重いもの、あるいはほかの側面のことを聞かれているということで、もし室長に思いがあるようでしたら、またちょっと後ほど相談させていただいたらと思います。ただ、この会議の場での結論としては、新規に何か新しい資料を出してもらって、妥当性の判断が変わるという話ではないと思います。ですから、もしほかの役割を期待されているとしても、先ほど申し上げたように、さらに似たようなことを進めていくときには、こういった点に気をつけてくださいという、今後に向けての提言しかできないですよね。正直な話、実際動き始めているような話を止めるような権限はないので。ですから、今回の内容に関して、この開設については、妥当であるという結論。ただし、この調書の書きぶりに関して、少なくとも事業費と場所選定の話に関しての妥当性について、積極的な理由を一言は書き加えていただくようお願いしたいと思います。

それから、文言の書き方が変わるということについて、再度説明にお越しいただく必要はありません。可能性を否定するわけではありませんけれども、基本的には事務局と相談していただいて、メール等で各委員に変更内容について報告していただくと、それを前提として今日の結論としては、妥当であるという形にしたいと思いますが、委員の皆さんよろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。

では、あとは事務局と調整をお願いいたします。

議題(4)大規模事業評価について

ウ (仮称) 区画整理記念・交流会館整備事業

○内田座長

大規模事業評価の2件目ということで、資料6に基づいて説明よろしく申し上げます。

○幡多副区長

港区副区長の幡多と申します。どうぞよろしく申し上げます。

区画整理記念・交流会館整備事業について説明をさせていただきます。

まず、事業実施に至る経過を中心に説明させていただきます。

評価調書の1枚目の下のほうに、(1)事業の必要性、(2)の事業の効果の妥当性、このあたりになるかと思えます。

港区では、戦前から大きな台風がくるたびに高潮の被害を受けまして、戦争では焼け野原になりました。戦後復興の中で港区としては2メートルの盛り土方式による区画整理事業が平成4年までの、実に45年にわたって実施がされました。事業は、区域の約9割を対象としまして、減歩率は4割という大変厳しい条件で行われました。そのような意味で、行政と区民がともに力を合わせて、この事業に取り組むことで町の価値を高めてきたというふうに思っています。

平成4年の事業収束の際に、区画整理で換地されていなかった土地、いわゆる未指定地については、本来でしたら地権者に清算金として分配するために処分をするんですけれども、地権者の代表である審議会において地域に役立つ記念施設をつくることとして、処分をせずに大阪市に換地をするということ

が了承されました。その結果、2,000㎡余りの土地を弁天町駅前に事業用地として残しまして、その他の未指定地は売却をして、その約37億円を記念施設の建設費として大阪市の基金に積み立てました。以降、20年以上にわたって、記念施設の建設に向けた検討を行いました。運営費の確保などの課題もありまして、実現には至りませんでした。

その後、安定的な施設運営なども考慮して、区内に点在する公共施設を集約再編して、今後のまちづくりに貢献する施設として整備をすること、また港区で唯一の救急指定病院、総合病院である大阪みなと中央病院に隣に移転をしていただいて、連携して地域医療、災害時医療の拠点機能の形成を目指す事業計画を立案しまして、ようやく平成27年1月に本市戦略会議において決定されました。

公共施設につきましては、区民センター、老人福祉センター、子ども・子育てプラザの施設を集約再編するとともに、図書館を移転拡張することとしております。

本日、評価をいただきます事業は、港区民が二十数年以来待ち望んでいた、いわゆる悲願ともいえるべき事業でありまして、豊かなコミュニティの醸成による活力あるまちづくりには欠かせない事業であるように考えております。

詳しくは、担当課長から説明をさせていただきます。

よろしくお願ひします。

○藤田政策推進担当課長

引き続き、事業評価調書に基づきまして御説明いたしたいと思ひます。

私、港区役所政策推進担当課長、藤田でございます。

先ほど、副区長からも説明されましたので、重複するところを省いていきたいと思ひてございます。

事業の目的・内容につきましては、今の港区にございます区民センターと老人福祉センター、それから子ども・子育てプラザを交流会館に機能を移転するということとす。

それとともに、今現在、港区に同じようにございます図書館の機能も合わせますということで、こういった4つの機能がそれぞれ入り、単にこの施設が併存するというだけでなく、幅広い世代の活動や交流を促進する場をつくっていくということとす。

それと、隣接する土地にございます、大阪みなと中央病院とも連携した災害時の体制を構築するということも課題になってございます。

別紙1をご覧くださいまして、先ほど申しました3つの機能と、それから図書館が入るということとす。上のところに簡単な図面がございまして、地下鉄弁天町駅のすぐそばで、平成33年度に完成する（仮称）交流会館というビルを建てる予定ですが、その右のところ、現在、大阪港駅の近接する場所に建っております大阪みなと中央病院というところが、ここに移転されてくるということになります。この大阪みなと中央病院の建設用地が、もともと区画整理事業で生み出された土地の一部でございまして、それを大阪みなと中央病院に売却いたしまして、その収益も活用しながら（仮称）交流会館の整備費に充てていくという考え方になってございます。

中身ですけれども、この基本構想と申しますのが、平成27年度の段階で区民の方に集まっていたいただきまして、ワーキンググループという形で開催させていただきまして、いろいろな方々から意見をいただきまして、それをもとにまとめたものでございます。

お手元の資料に、概要版がございまして。要点を申しますと、先ほどの説明でもありましたように、区画整理歩みというのをまず記念するという機能がございまして、それを資料の収集・展示・発信という機能を持たせるということと、それからいろいろ港区に今、点在しております施設というのが、ここに集約再構築されますので、相乗的な機能を発揮するという必要がございまして。そのために、空間面でございますとか、ソフト面でのいろいろな工夫をしていく必要があるということとす。

それから、3点目が災害時の防災拠点ということで、隣接いたします大阪みなと中央病院とも連携して、災害時の対応を連携してできるようなことを考えていくということとす。

一番右の端に書いてございまして、運営にかかる基本方針でございますけど、例えばふらっと立ち寄れるとか、交流を促進するようなコーディネートを行うとか、それから区民が施設の運営に何らかの形で参画していただくとかいうこと、それから効率的な施設運営というのが基本方針ということとす。

調書のほうに戻りますけれども、3つ目の事業規模というところとす。

延床面積が8,500㎡ということになってございまして、内訳はそれぞれ記載しているとおりでございまして。



総事業費でいいますと、61億円を超える金額ということになっておりまして、建設費が39億円、それから今、（仮称）交流会館の建設予定地で、ほかの施設が建っているの、それを移転させたり、用地取得する費用がかかりますので、そういったものを合わせますと61億円になるということでございます。

それから、スケジュールですけれども、完成が平成33年ということになっておりまして、29年度、今年から基本設計の業務に入っていくということになっております。

機能や必要性ですけれども、港地区区画整理で積み立てた基金が37億円ということでございますし、区画整理記念事業用地という地元の資産であった土地を本市が所有していた。結果として大阪みなと中央病院に売却したということもございますけど、そういった、もともと区民の方の資産を有効に使いながら区民の方に役に立つような施設をつくるというのが、基本的な考え方でございます。これにつきましては、平成27年1月28日に、戦略会議におきまして決定されたということでございます。

めくっていただきまして、後ろのページ、事業費の妥当性というところでございます。弁天町駅前、JRと地下鉄の交通の結節点にも当たるという港区でも非常にアクセスがいい場所に立地するというのと、それから今まで施設がばらばらになっていたものを、一体管理できるということもございますし、集約による相乗効果を発揮させるということもございますので、当然、利用者数もそれなりに増加するということが見込まれるのではないかと考えてございます。

もう一つは、公共施設の集約再編のほか津波等避難ビルの指定や備蓄倉庫を設けるということにしていますので、防災拠点としての役割も考えられます。

建設工事費につきましては、先ほど申し上げた金額でございますが、同等の複合施設の実績を考慮して算出しているということもございます。いろいろコスト低減の施策を講じるということもございまして、事業の集中化、工事期間の短縮化とかですね、施設の長寿命化などのことも取り組みまして、長期的なコストの軽減を図るということになってございます。

事業の継続性ということもございますけど、現在、区民センターは、区役所の所管ということですが、老人福祉センターは福祉局、子ども・子育てプラザのこども青少年局がそれぞれ所管しておりまして将来的には（仮称）交流会館建設後は区役所のほうが基本的に一体的に運営するということになっております。ただし、港図書館につきましては、教育委員会で引き続き直接運営していただくということになっておりまして、こういう形にすることによって、効率的かつ持続可能な施設運営を行いたいと考えてございます。

安全環境面でございますが、そこに書いておおり、環境エネルギーとか駐車場、駐輪場、それから災害時の計画を図っていくということになってございます。

最後に、PPP/PFIの手法ということもございますが、この事業の特殊性といたしましては、建設財源としては、もともと土地区画整理事業で生み出された基金を活用するということになってございます。

それから、説明がちょっと抜けておりましたけど、この8,500㎡の中には、民間等附帯施設と呼んでおりますけれども、民間の商業テナントが入るということになっておりまして、今年の8月の時点で、公募型プロポーザルで選定されて決まっております。民間運営事業の概要につきましては、調剤薬局と、コンビニをあわせ持ったような形で、そのコンビニエンスストア併設型調剤薬局の中にイートインとあって、簡単な軽食が提供できるようなスペースを設けるということになっております。（仮称）交流会館のオープンから10年契約ということで民間の方に運営していただくということになってございます。これは定期建物賃貸借の契約でございます。

そういう工夫もしております、その生み出された賃貸借収益につきましては、運営費のほうに充てていって、市費の負担の軽減を図っていくという考え方でございます。

基本的には公共部分につきましては、指定管理者制度などにより民間ノウハウを活用した運営手法を導入するというところでございます。こういう性格から、今の指定管理と、それから民間ノウハウの活用ということをあわせ持ったような仕組みを導入させていただいたということでございます。

以上でございます。

#### 質疑応答・意見聴取（仮称）区画整理記念・交流会館整備事業

○内田座長

ご説明ありがとうございます。

では、織田澤委員いかがでしょう。

○織田澤委員

ご説明ありがとうございます。

減歩率が4割と聞いて、すごいなと感心をしているところです。ご説明の中で地元悲願だとありましたが、そこはもう一枚岩ですか。いわゆる組合さんの総意といろいろな市民の感覚でいうとどういう感じなのでしょう。

○幡多副区長

なかなか事業化ができなくて、区民の方からまだかまだかとの御意見もお聞きしていただきましたし、区政会議といまして、区長が区政について説明して、それに対して御意見をいただくという仕組みがありますけれども、そちらでも丁寧に御説明をさせていただいて、賛同をいただいています。反対の御意見は特にはお聞きしてないので、皆さん期待しておられると思っております。

○織田澤委員

あと一点だけ、既存の区民センターとか老人福祉センターは何か現時点で機能上に問題はあるという認識はありますか。それとも集約化することによって、防災拠点を含めて新たに価値が生まれることが、より大きなメリットということでしょうか。

○藤田政策推進担当課長

基本的には機能的に問題があるということではなくて、委員がおっしゃられましたように、一緒に新しくすることによって相乗効果とか、今までに無い価値も含めて、つくっていくという考え方です。

それぞれの施設の老朽化が進んでいるということもありますけれど、基本的にはそういうことになります。

補足しますと、全て古い施設でして、区民センターができたのが1981年で築33年です。耐震性が不明な点もありますが、当然新しくなれば現耐震基準で建設するビルにするということもありますので、防災安全面からもメリットがあるのではないかと思います。

○織田澤委員

大規模修繕とか更新のタイミングにも近づいている時期だということですか。

○内田座長

可能性としてあるだけで、具体的な検討はされていないということですね。

関連して、集約化するメリットもあるでしょうけれども、老人福祉センターとか子ども・子育てプラザが現在地からなくなることに對する利用者、区民の方の反応というのはないのでしょうか。

○藤田政策推進担当課長

基本的には港区全体の施設ということでございますので、個別に見ますと当然、利用者の方によっては不便になる方がいると思います。

○内田座長

当然ありますよね。

○藤田政策推進担当課長

立地上でいいますと、やっぱり弁天町という非常に良い場所に引っ越しするということになりますので、特に先ほど副区長からもありましたように区政会議にかけたりしている中では遠くなるからだめやということを具体的にお聞きしているということはないかと思います。

○内田座長

よそから来られるのであれば弁天町は交通アクセス、利便性は高いですけども、それこそ区民のための地元のための施設であればローカルにというのも感想としてあります。ある意味わがままかもしれませんが。

○幡多副区長

お近くの方にしてみたら、遠くなってちょっとバスに乗らないといけないとか、それは確かにありますが、ただ、どれも築30年以上もたっていて、空調の具合も余りよくないとか、使い勝手もよくないということも出てきたりしているので、新しい施設でオープンスペースもあって、カフェもあってということですので期待は大きくて、ちょっとした御意見はあるかもしれませんが、反対の意思表示は特にはお聞きしておりません。

○内田座長

いずれ建て替えなければいけないという話があれば、納得しやすいですが、既存の築年数のデータとか、あるいは再活用の方向性などは整理されてないですか。

○藤田政策推進担当課長

27年の戦略会議で決定したときの考え方で申しますと、区民センターにつきましては、今そこに図書

館があり、同じビルの上のほうが分譲住宅になっているという特殊性もありますけれども、基本的には、売却や賃貸という形で、収益を上げていきたいと考えています。

老人福祉センターにつきましては、基本的に売却ということで処理、それから子ども・子育てプラザにつきましては、下に保育所が併設されているので、子ども・子育てプラザがなくなったからといまして、すぐに撤去できないので、保育所をどうするのかということを考え合わせながら、所管局さんのほうでも御検討いただく必要があるのかなと思っております。

○内田座長

はい、済みません、岡委員いかがでしょう。

○岡委員

個人的なことですけれども、大阪では今まで多くの土地区画整理事業を実施してきて、多くの市民の方が協力してきた歴史があるので、本当は港区だけじゃなくて大阪市でこういう資料館をつくってほしいなと心から思っていて、初めてこういうものができるので、そのことについてはとてもうれしく、特に充実したものにしてほしいなと思っておりますが、疑問に思っていることは、こういう複合型の公共施設、図書館があって子ども・子育てプラザ、老人福祉センター、区民センターというものは、積み上げるよりも、より広いところに見渡せるようなつくり方をするのが、基本ではないかと思っておりますけれども、今回、広い土地のほうを売られて、建設費を得るために面積を小さくしたというふうなことでか。

既に売却していることは分かって聞いていますが、場所的に見ても、こんな一等地をなぜ病院に売ったのでしょうか。

○藤田政策推進担当課長

これは売却契約終わってしまっていて、基本的には、大阪みなと中央病院も、270床を超えるような規模の病院ですので、やっぱりそれが立地できるような場所でないといけませんし、（仮称）交流会館のほうでもそれぞれの機能が使用できる規模がございますので、それにあわせ持って最適規模でこうなっているということで御理解いただけたらなと思っております。

○岡委員

せっかく複合施設をつくるにもかかわらず、積み上げてしまうと動線も見通しも悪くなって複合する意味が半減しますので不思議に思うところです。

特にその辺りが気になるところで、この施設をつくること自体に反対するものではありません。

○内田座長

山本委員。

○山本委員

ご説明ありがとうございます。

区民センター、老人福祉センター、子ども・子育てプラザを廃止されるということですが、それ自体はたくさん利用されていたのかどうか、というのが1点目の質問で、それらを廃止して、今回の施設の中に同じような施設を設けるということですが、現在の利用者がみんな移ってくるというイメージで間違いないかということ、あと区民センター、老人福祉センター、子ども・子育てプラザの運営主体は別々でされていたものについて、世代間交流をどうやって図るのか。共有スペースがあるというのはわかりますが、フロアが違うところにある中で、世代間交流がどこまでできるのか、その辺でご検討いただいていることがあれば教えていただきたいと思っております。

○藤田政策推進担当課長

ソフトウェアのつくり込みはこれからになりますけれども、先ほど申しました平成27年度につくった基本構想の中で、やっぱりいろんな世代間の交流というのがうたわれておまして、いろいろなアイデアというのでも描かれたりしています。例えば、高齢者の方でしたら、昔の例えば遊びとかいろいろなものをお子さんに教えていただけたらとか、それから、お料理の上手な方に講師になっていただいて、いろいろな方に対して料理を教えていただけるようなものをするとか、そういういろんなサークル活動とか講演とか区民が主体になっていただいてということも考えられます。その中でお年寄りの方はそれぞれ生きてこられた経験がありますので、対象となる子供さんとか、子供さんを連れてきて来られるお母さんとか、やっぱりいろいろ伝えていただけるようなことがいっぱいあると思っておりますので、それを発現させていただけるような仕組みをソフトのつくり込みの中でプログラム化していくとか、それをコーディネートするような人材を育成するとか、そういうプログラムをつくる中に、区民の方も参加していただくとかいろいろな考え方があると思っておりますので、これから考えていきたいと考えております。

○幡多副区長

利用者の数字で延べ人数を申し上げますと、子ども・子育てプラザは、平成26年度ですけれども年間3万6千人、老人福祉センターで2万7千人、区民センターが19万人で、大体どの時間帯にも、講座やサークル活動が行われていたり、それから子ども・子育てプラザには軽運動室がありますけれど、今日は何歳の人たち、ほかの曜日に別の何歳の人たちというようにしないと入り切らないということもありましたので、軽運動室は大き目にと今回は思っていますけれども、そういうふうなことで御利用いただけるかなと思っています。

○山本委員

やっぱり市民の方々の期待もかなりあるのですね。しかも、そのために廃止して移すということだと、市民の方のハードルも上がっているかもしれないので、頑張ってくださいなと思います。

○内田座長

松井委員、いかがでしょう。

○松井委員

市の財政のことについては詳しくないですが、そもそもこの基金は、区民センターとか老人福祉センターといったものを整備することに使えるのでしょうか。

○藤田政策推進担当課長

建設のほうの財源は、先ほど申しましたように市税とかが一切入ってないということですが、運営は今、それぞれの施設が税金を使って運営していますので、そこはやっぱり同じように（仮称）交流会館につきましても、基本的には税金を入れていただいて運営していく部分は廃止される施設の分の運営費を充てていきたいと考えております。

○内田座長

そうではなくて、逆の趣旨かと思えますけども。

○松井委員

そうですね、税金を使って建設するべきではないかという。

○藤田政策推進担当課長

済みません。

税金を使わずにやるというのは、大変重要な発想で、今回、ニーズの関係で350㎡ぐらいしかないのですけれども、附帯施設ということで契約いたしまして、年間2,000万円ぐらいを運営費に充てていきます。理想的には、もうちょっと民間の床をつくって収益を上げていくことができれば、もっと市費を下げていくということもできるかと思えますけれど、やっぱりマーケットの大きさがありますので、このぐらいかなということで計画しました。済みません、最初間違えました。

○内田座長

また後ほど、改めて伺いたいと思います。

正司委員、いかがでしょう。

○正司委員

非常に特殊なケースというか、経緯を踏まえるとわかりますが、総論を踏まえると調書の書きぶりはかなり気になります。例えば、区内に点在している施設で老朽化が進んでいるところをまとめることが、事業の必要性や事業効果の妥当性のあたりに書かれていないことに違和感があって、次の2ページ目の事業費等の妥当性のトップには書かれていますが、少し書く場所が違うのではないかと思います。

本当は、皆さん質問されてすぐ答えていますので、資料はあるわけですね。ですから参考資料で各センターの状況とかのデータがあればもっと良かったと思います。有効なのは点在している施設を良くする話と、医療の機能強化並びに防災対策も事業効果の妥当性だと思います。少し必要性和見方は違いますが、ちゃんと項目を押さえていただかないと、必要性に書いておられるのは、こんな拠点になりますという、事業目的になっているので、必要性の説明になってないです。そのあたりをちょっとお考えいただきたい。

3番の事業費等の妥当性ですけど、これは交通結節点と建設工事費のことしか書かれていないですね。次の事業の継続性とどう書くのかによりますけど、先ほど松井委員もおっしゃっていた、実際は図書館機能とか現在のところから移ってきて、図書館大きくなるということは少し費用が上がるのだと思います。それがどうなのかという情報が継続性では要りますし、新規ではなくて、既存の施設が移ってくる

ので、運営費は膨らまないように工夫しますとか、3つの機能をあわせ持つことで何か合理化できるというお考えであるとか、PFIの項目で商業床を一部持って経費節減に努めるということも書いていただければいいと思うし、少しタイトルに合わせた形で事業費をコントロールする工夫を入れているのか書いていただいたほうが、納得度が高まると思います。

病院や各センターがどこにあるのか場所を見ていて、港区の中でもここは便利なところというのは一応分かりましたが、そういう資料もあればよかったです。

○内田座長

はい、まとめの議論に移っていきたいと思います。今、正司委員からご指摘があったように、各項目で求められていることが、ダイレクトに書かれてないところを再整理いただければと思います。それに加えて、ちょっと気にかかっているところがありまして、先ほど、松井委員からご質問があった点に関連して、そもそものお金、減歩して残ったという37億円に関して、これは誰が権利を持っているのかというのは、もともとの減歩で出された当時の方、その権利を継承されている方とかなかなか難しいとは思いますが、そういった貴重なお金を記念事業として使ってください、その記念事業とは一体何かといったときに、そもそも行政の基幹的なサービスとして必要なものを入れる箱を建てるために使っているのかということなんです。そのあたりの合意形成とか妥当性に関してもう少し教えていただけますでしょうか。財政調整基金に入っている状況でお金に色がついているわけではないですけど。

○喜田拠点開発事業担当課長代理

都市整備局の区画整理記念事業で企画している喜田と申します。よろしくをお願いします。

区画整理事業からの経過がございまして、当然地権者が当時おられまして、事業収束する際にですね、4割ほど土地を減歩していただいた分に関して、何らかの記念施設をつくってほしいということで、本市のほうに財産的には既にきておりまして、本市の財政調整基金に37億円入ってるというような実態でございまして、一応財産的には本市の財産になっている。ただ、経過がございまして、地元の皆さんの意見を聞きながらということで、平成4年に事業を収束して以降ですね、公共施設ではない、要は独立採算の施設として37億円を使って、ホール、あとランニングも含めましてできないかという検討をずっと地元としてまいりました。また、平成14年にはそういったことで事業者募集のコンペもしてまいりましたが、なかなかやっぱりホールを含めて運営をして独立採算で37億円で、幾ら土地があるといっても、回していくのが非常に厳しいと、大阪市としてもその運営リスクを負うことができないという中で事業者募集しましたけども、募集条件ですね。その37億円の金と土地ということで、ホールも含めた運営ということで民間事業者の手が挙がらなかったという実態がございまして。そういった中で、地元とさらにこの10年来お話をしてくる中で、やはり独立採算のホールを中心とした記念施設というのは、なかなか厳しいという御認識もいただく中で、本来税金で建てるべきものかもしれませんが、それを、現区民センターも老朽化しているというような実態も踏まえまして、本来税で建てるものについてはですね、そういう基金を使わせていただいて、大阪市の財産として今ありますので、大阪市として建てさせていただくことについて地元の理解を得ることができました。ずっとやはり37億円と土地でホールをつくることについては独立採算の運営費がすごく問題になっておりましたので、その運営費の部分につきましてはですね、公共施設でありますので、先ほど藤田のほうから御説明させていただいたように、税で投入して建てていくと。ただ、大阪市もこういう状況ですので、運営費の部分については、一定何らかの工夫ということで、今回民間等附帯施設を、基本構想策定時に港区の区民さんの意見を踏まえ、カフェとかが欲しいという御意見ありましたので、そういったものの事業者を先行的に募集しまして、そちらに定期建物賃貸借契約することで、一定の収入を確保しながら、大阪市としても運営費を減らしていくという工夫をさせていただくということで、地元の御理解を得て進んでいるということです。

○内田座長

はい。今出てきた話のつながりで、運営費の件ですが、先ほど山本委員からもありました、既存のそれぞれのところで実施していたものが移ってくるのだから、それ相当については、市の通常の財源のほうから賄いますよ。ただ今回、7層か8層ぐらいのビルディングに積み上げるわけですよ。その積み上げることによるコストの増加というものがありますし、それから一部については、調剤店とコンビニというような民間に10年間保障されているという話ですが、そこから先、大丈夫ですか。箱はつくったけど、その後という話いろいろありますので、見通しについても教えていただけますでしょうか。

○藤田政策推進担当課長

10年の定期的建物賃貸ということになっておりますけれど、これは通常こういう取引の場合、10年ぐ

らいでして、今回入ってきているのが調剤薬局で、あとコンビニエンスストアが併設されています。調剤薬局ということで見ますと、隣に大きな病院が来ますので、需要というのは継続的にあると思いますし、コンビニということで考えましても、プロポーザルをしたときのヒアリングの中でも話がありましたけれど、やっぱり交流会館の中では図書館とか区民センターとかいろんな機能が入ってくるので、それなりに数多くの方が御利用されるので、そういった施設の中の物品物販という点でも施設の中の需要というのをそれだけ吸収できるということも可能だというコメントもございました。そういうことを総合的に考えますと、病院の立地とか、交流会館自体もそれなりに大きな施設でございますので、継続的な需要というのはあると考えてございます。

10年間という契約でございますが、双方が合意すれば、さらに10年延長といえますか、再契約することも可能な契約になっておりますし、いろんな状況の変化とかに応じてそういったことができなければ、新たに公示をして見つけていくということですが、立地の状況というのは変わらないと考えておりますので、継続的に民間の附帯施設の運営者は見つけることができると考えております。

○内田座長

調書の2ページの(6)の項目で、賃貸収入の見込みとして年間2,000万円ですか、この10年間はこれで確定でしょうけれども、実際このビルのメンテナンスはどれぐらいかかるのでしょうか。その関係が見えたら、もう少し納得できるかと思いますが。

○藤田政策推進担当課長

メンテナンス費用につきましては、2,000万円の外に、賃貸借料と別に共益費ということで徴収いたしますので、ここで民間附帯施設部分のメンテナンスは可能と考えております。

○内田座長

いや、その部分ではなく全体のメンテナンス費用です。この事業自体の持続可能性という話ですので。

○藤田政策推進担当課長

メンテナンスの費用につきましても、長期的なライフサイクルコストに基づいて試算をしておりますので、そういったものが必要な時期がくれば、予算要求をしながら確保していくということになるかと思いますが。それは既存の施設の区民センターとか子育てプラザと同じような形で進めていくことになるかと思いますが。

○内田座長

それと同等だという。

○幡多副区長

運営費のことですか。それとも大規模改修のことですか。

○内田座長

この事業の直接的な建設費に関しては、別紙3でちゃんと収支が書かれていて、若干は区政推進基金のほうへと明示されていますけれども、この建物をずっと使い続けていくためにかかるお金が、どれだけかかるのかという単純な話です。

○藤田政策推進担当課長

運営費と、それから施設のメンテナンス経費も含めてということでしょうか。

○内田座長

民間に床を渡したことによって入る、このお金をじゃあ何に使う予定ですか。

○藤田政策推進担当課長

基本的に、民間の賃貸借の収益金につきましては、運営費の面に充てていきたいと考えております。もともと区民センター、老人福祉センター、子ども・子育てプラザもそれぞれの施設で現状でも指定管理などをやっていますけれど、それなりに人件費とか物件費とかかかっているということで、同じように(仮称)交流会館に移った場合もかかってくるということになります。

○内田座長

そのあたりが資料ではちょっと見えないものですから。

○藤田政策推進担当課長

例えば区民センターと老人福祉センター、子ども・子育てプラザ、これは区役所の所管に将来なっていくということですが、それでいいですよと、年度を、正確には覚えていないですけど、年間7,500万円ぐらいの費用がかかっているということになっておりました。今回、(仮称)交流会館に、3施設の分だけで言いますと、これはまだ想定段階ですけど、7,800万円ぐらいに抑えたいと思っ

ていまして、そのほかに図書館は教育委員会で、今まで従来の予算の中から使われるということになるかと思います。それにプラスアルファで民間等附帯施設の2,000万円がきますので、全部ひっくるめて考えますと、今の市費の負担分より下げた形で運営することは可能です。

○内田座長

あるいはもっと有効に、ほかの事業費に使える可能性が生まれてくると思いますけどね。

○正司委員

例えば、これ年間2,000万円、10年積み立てたら、エレベーターの更新費ぐらい出ますよとか、そういう情報があるとわかりやすいという、そういうお話だと思います。

何にしろ、8,500㎡の床を維持するのに年間これだけかかって、この2,000万円ってこんな規模ですか。そういうものがあると、工夫の努力度がわかると思います。

○内田座長

時間が限られていますので、進めていきたいと思いますが。

○川前政策推進担当課長代理

大規模修繕費のところですしけれども、今、御指摘いただきました民間等附帯施設を導入した場合にどのような影響があるのかということですしけれども、民間等附帯施設を導入しなかった場合と導入した場合の比較をした場合に合計7,400万円の影響があると考えてございます。

○内田座長

その7,400万円というのがどれだけなのか、またわかりづらいので、済みません。ちょっと先へ進めさせてください。

もう一つ、私から、総合区になるのか特別区になるのかわかりませんが、何かしら行政機構あるいは対住民施設の配置の考え方が変わる可能性が考えられる状況において、この区民ホールとか老人福祉センターの施設の必要性というのは、引き続き変わらないというようなことでよろしいでしょうか。

○正司委員

そこに乗って、区民ホールについて、行政区と無関係に本当にホールって需要あるのかが気になっています。

○幡多副区長

活動のための拠点となるセンターとかホールというのは、ある一定のエリアの中には必要なものだと思います。

○内田座長

ただ、その一定のエリアのスケール感がどうなっていくのかというのが。

○幡多副区長

市政改革プランで、今24区に1館ずつある施設については、ほかの都市と比較をした上で、減らしていきましようということになっており、それも承知の上で認めていただいたと思っています。この区のエリアにそれだけの拠点的な機能、施設が必要だということで行かせていただきますけれども、特別区なり総合区なりという姿が実際に見えてきて、あるいは市政改革プランを進める上で施設を絞っていくような段階になれば、それを決定する機関で決められていくものだと思います。

○内田座長

また機能転換ということがあったらと考えると、事業を決定するタイミングを待ってもいいのではないのでしょうか、という質問をすると、なぜ今でしょうか。

○幡多副区長

そうですね。

○内田座長

いろいろ経緯はあると思いますが、ただ、本当に区民のために、地域事業のために必要な施設というのは、いろんな考え方がありますよね。配置の考え方にしてもどれぐらいのエリアをカバーして具体的にどこに置くのか。だんだん老朽化していく施設をどのタイミングで建て替えていくのか、全てリンクする話ですが、ただ、今、市のあり方について誰がどう見ても何かしらの変化があるようなタイミングでは、決めにくいのではないかと気にかかっていたところです。

○藤田政策推進担当課長

平成27年の1月に戦略会議で決まった時点でも、そういう市政改革プランにおける考え方は出ていたので、それを踏まえて戦略会議で決まっております。ただ、戦略会議で決まった中で確認事項というの

がございまして、具体的な市政改革プランとの整合性も踏まえて考えていくとして、運営費とかを考えていくことになっていますので、基本的につくるという方向自体戦略会議で決まっていますので、そこは御了解いただきたいところです。

○内田座長

そうなってくると先ほどの、1つ前の案件と一緒に、じゃあここではどういったスタンスで、どこまで踏み込んだ議論をすればいいのかということになるわけですね。

○川前政策推進担当課長代理

先ほど、大規模修繕費のところですけども、民間等附帯施設を導入した場合と導入しなかった場合に、大規模修繕費が65年間で7,400万円の増が見込まれるのですけれども、先ほど申しあげました民間等附帯施設を導入することで、年間2,000万円の賃料が入ってきますので、約3年強でその費用は賄えるということでございますので、今回10年間契約しているというところがあるので、民間等附帯施設を導入することによる大規模修繕費の増というのは、十分それでカバーできますということでございます。

○内田座長

委員の皆さん、時間も限られていますので。岡委員、最終的にいかがですか。

○岡委員

大阪市が引き継ぐのはいいのかもしれないけれど、37億円が何か消えていくような気がしますし、区の範囲も今は難しいところですが、基本的には港区の中に住んでいる方が気持ちよく住めていい生活ができる、そういう区の施設であって、先ほどから出ている商業床についても、それによってお金がペイされるということはもちろん、利便性が向上するとか町のにぎわいができるとか、そういう駅前のいいところも出てくるという意味で、皆さんに喜んでもらえればそれでいいのかなと思います。

37億円というお金は個人のお金だったわけで、それを自分たちがやってきた事業の記念施設という思いが当初はあるので、やっぱり区画整理事業の記念施設として、それなりにしっかりしたものをつくっていただいて、何か置いてあるだけとかいうのではなく、それこそみんなが役に立つような自分たちの祖先、あるいは大阪市ってこうやってつくってきた、港区ってこうやってつくってきたということがわかるような、誇れる施設をつくっていただいたらよいのではないかと思います。

○内田座長

山本委員、結論としてはいかがですか。

○山本委員

結論としては、いいのではないですか。それから世代間交流というのは、これから先すごく大事になるだろうことに取り組もうとされるのはすごくいいと思います。実際にどうやるのかが、また難しいところだと思いますけど。だからそのあたり、ある程度見通しなり、どうしていくか検討するのはもちろんですが、フロアが全然違うとか規模的に難しいという話になったり、むしろ今まであったセンターの利用者が来なくなったという話になってしまったら、それこそ悲しい話ですので、しっかりとご検討いただくのがいいかなと思いました。

○内田座長

松井委員、結論に関するご意見をお願いします。

○松井委員

結論は、これでよいと思っております。岡委員がおっしゃったように区画整理の歴史をきちんと後世に伝えられるような施設にしないといけないのではないかと思います。

○内田座長

織田澤委員いかがでしょう。

○織田澤委員

事業評価という立場でいうと、座長おっしゃられたタイミングがコントロールできるものなのかですね。もちろん政治的な決定プロセスはありますけど、そういう意味でいうと、要するにリスクがあるなという感じがあります。ただし、先ほどから岡委員がおっしゃられている37億円、皆様の思いというのを踏まえると、何とも言えないなというところはあり、結論にたどり着かないですけど、ずっとお話を聞いていて、普通、事業評価というウイズとウイズアウトというような議論をしますけど、このお話はウイズアウトが見えないというか、ウイズというのは要するにやっただけの場合のケースですね。ウイズアウトはやらない場合のケースを想定してそれを比較するというのが事業評価の基本ですけど、このケースは、非常に経緯があって見えないなとずっと感じていましたけども、済みません。結論に私自身は到達



しません。

○内田座長

正司委員いかがですか。

○正司委員

2点ありまして、区民センターにもホールがあって、だから区画整理記念ホールをつくりますというのでは37億円が死んでしまうと思うので、他にもありますよね、何で2つ要るのかなと思いつつ、37億円を寄附した方々は市に頼らなくても町をつくれるという気概の方々だと思いますので、本当はそういう機能を持つようにNPOみたいな、まちづくりみたいな組織が、この記念スペースに入ってほしいなと思います。市に渡してしまったという形になっちゃうと37億円が死んでしまうような気がします。

私がホールにこだわるのは、それは器なので、そこを利用するから活気が生まれるということは実際にはないのではという心配があります。つくるのは市であっても、自分たちでつくったものですから、ここはまちづくり拠点にならないといけないと思います。収益施設に入ってもらっても市民が利用するからいいと思いますが、自分たちがつくったというのがわかる機能が何かないのか、記念スペースというのが単なる展示場になってしまわないように、岡委員がおっしゃっているのは、それだと思います。市がやってくれることは限られています、町はずっと市民の方々で作り続けていただくところが多いと思いますので、そのような基地になって欲しいと期待します。

○内田座長

それでは、今日の結論の案を出させていただきますが、調書については、書き方を変えていただきたいと思っています。その辺は、事務局を交えて調整したいと思いますが、結論としましては、委員6名全員が妥当である。ただし、今後、事業を進めるのに当たり、そもそも基金の趣旨を生かした内容、記念施設としての使い方であるとか、既存のものを集めて集約化する、施設の複合化を行う、そのメリットを最大限に発揮できるように今後の実施の具体化といいますか、運用を含めて、進めていくべきであるという意見をつけさせていただきたいと思っています。

以上が私からのコメントですが、委員の皆さんいかがでしょうか。

山本委員。ほかに意見をもっと追加するとか、6名全員じゃなくて5名しか納得してないでもいいですよ。

○山本委員

いいえ、そんなことないですけど、区民の方々が立って手続を踏んで合意形成集約できたという形でこられているというお話でしたので、それでいいとは思いますが、やっぱり待望と言っているぐらいなので、すごくいい方向のものができたらいいなと、感情じゃないですけど高ぶってやっちゃっている、冷静に本当にこれで本当にいいのかどうかとか、運営がどうだとかいうことを判断されずに、合意形成されてきているような節があると思います。だからそのあたりはちょっと逆にフォローをしてあげないと、後々困ったりしたら嫌だなと思います。

○織田澤委員

基本的に座長がおっしゃられたことに異論はないですけど、これから建物のデザインとかも含めて検討に当たって、やっぱり市民の意見を可能な限り吸い上げて反映するような、そういう手法を積極的に採用していただけたらいいのではと思いますので、私、個人としてはそういうことも当初に入っているとよりいいのではないかと思います。

○内田座長

ただ、また最終的な公表へ向けての表現に関しては、整理をしないと先ほど口頭で申し上げただけです、事務局にまとめていただいたものを委員の皆さんに見ていただいて、必要な意見の追加も可能性としてありますが、全体の結論としては、この事業を進めること自体は妥当であるということでしょうか。

事業実施自体の大きな意義に関しては、全委員、反対はないと思います。ただ具体の中身とか、あるいは資料に関しては、ちょっと腑に落ちないところが幾つかあるというのが正直なところですので、よろしく願います。

とりあえず、この議事については、先ほどのような結論にさせていただきたいと思っています。全員一致で、妥当と認めた、ただしという形で進めるに当たっての意見を付加させていただきたいと思っています。

どうもありがとうございました。

その他 大阪市PDCAサイクル推進要綱の改正について

済みません、予定していた時刻を大幅に過ぎておりまして申しわけないですけれども、議事その他ということでして、PDCAサイクル推進要綱の改正について、資料7について事務局からお願いします。

○小林PDCA担当課長

それでは、資料の7、大阪市PDCAサイクル推進要綱改正案をご覧くださいと思います。

これは、本要綱のうち建設事業評価に関する改正箇所を抜粋したもので、第1回会議でお示した改正から変更しておりません。

本件につきましては、山本委員から第2条の改正案の「同様の」という表現や、第7条の改正案の「一定以上の」というような曖昧な表現ではなく、想定される具体的なものがあれば、それを書いたほうがよいのではという趣旨のご意見をいただいております。

そこで、事務局として改めて山本委員と調整させていただいた結果、第2条の改正案につきましては、今後、本市の事業に関して当有識者会議と同様の審議を行う具体的な会議体が設置される場合、その事業の内容に特化した会議体が個別に設置されると想定されるため、現時点では具体的に明記できないこと、そして第7条の「一定以上の」に該当する事業につきましては、本要綱に基づいて別途、毎年度定める実施方針の中で明記していることから、引き続き同様の取り扱いとしたい旨、ご理解いただき、また本市の他の規定の表現などを勘案した上、当初の案どおりに改正させていただくこととしたものでございます。

説明は以上です。

○内田座長

結論としては、前回提案のとおりでございますけれども、山本委員、何か補足することはありますか。

○山本委員

そうですね、実際、明記できるのであればということでしたけど、会議の名前が都度でき上がるようなものということなので、こういう表現でもやむを得ないかなと。1点だけ、私、「同様の審議がなされているものと誰々が判断したもの」くらいはあってもいいのかなというのは、個人的にはまだ思っていますけど、別にこれでも特に問題が起きることはなかなか想定できづらいのでいいのかなとは思っています。

○内田座長

ありがとうございます。

ほかの委員の方、いかがですか。質問とかご意見ありましたら。よろしいですかね。

では、どうも済みません。非常に遅くなってしまいましたけれども、それでは、これで会議を終了したいと思いますけれども、事務局から何かありますでしょうか。

○式地PDCA担当課長代理

長時間ありがとうございました。

今後の予定が、繰り返しになりますけれども、今回の意見について調整させていただきまして、来年1月頃に公表を予定しております。また、大規模事業評価の対応方針につきましても、2月ごろの公表を予定しております。

それと、今後の進め方でありましたように、第3回目の有識者会議開催を予定しております。時期としては、30年2月中旬から3月中旬頃を予定しておりますけれども、また改めて日程調整をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○内田座長

はい、ありがとうございました。

それでは、これで会議を終了いたします。

委員の皆様方には、長時間にわたりありがとうございました。